

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成13年度 運用状況報告書

滋 賀 県

目 次

【情報公開制度】

滋賀県の情報公開制度

1 はじめに	1
2 情報公開制度のあらまし	1
（1）公文書公開制度	1
（2）情報公開の総合的な推進	3

平成13年度の情報公開制度の運用状況

1 公文書公開制度	
（1）公文書公開請求の状況	6
（2）公文書公開請求の請求者別内訳	6
（3）公文書公開請求の実施機関別内訳	7
（4）公文書公開請求の決定状況	8
（5）非公開決定等の理由別内訳	8
（6）不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況	9
2 情報提供制度	
（1）情報提供の状況	14
（2）県刊行物の有償頒布制度	16
3 出資法人の情報公開	
（1）出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲	17
（2）出資法人の情報公開制度の実施状況	18

資 料

[資料1] 平成13年度 公文書公開の請求内容および処理状況	21
[資料2] 滋賀県情報公開審査会の答申（平成13年度）	37
[資料3] 情報公開制度施行14年間の推移（昭和63年度～平成13年度）	
1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成13年度）	51
2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成13年度）	52
3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成13年度）	53
4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成12年度）	54
5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況 （昭和63年度～平成13年度）	55
6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況 （昭和63年度～平成12年度）	56
7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成13年度）	60
8 情報提供の状況（昭和63年度～平成13年度）	61
9 県刊行物の有償頒布状況（平成12年度～平成13年度）	62
[資料4] 滋賀県情報公開条例	66

【個人情報保護制度】

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的	77
2 個人情報保護制度の概要	77

個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録状況	79
2 個人情報の開示請求・訂正請求（文書によるもの）	80
3 簡易開示の状況	81
4 不服申立ての状況	81
5 諮問案件の内容および処理状況	82
6 苦情処理の状況	82
7 苦情相談の状況	82
8 個人情報保護審議会	82

資 料

1 滋賀県個人情報保護条例	83
2 滋賀県個人情報保護条例の体系図（概要）	91
3 事業者における個人情報の取扱いに関する指針	92
4 口頭により開示請求を行うことができる個人情報	93
5 文書による自己情報の開示請求一覧（平成13年度）	94
6 口頭による開示請求（簡易開示）の開示件数一覧（平成13年度）	95

情 報 公 開 制 度

滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で、開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から情報公開制度を実施し、広く県民の皆さんに利用され身近で開かれた県政の推進に大きな役割を果たしてきましたが、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されるなど、情報公開制度を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、新たに、「県民と県との協働による県政の進展に寄与すること」を目的として、平成12年10月に「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では、条例前文にも示されている、県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則であるという理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第2条第1号]

知事 議会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会
監査委員 公安委員会 警察本部長 地方労働委員会 収用委員会
海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者

公安委員会および警察本部長については、平成14年4月1日からの施行となります。

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第2条第2号]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取

得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第 5 条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各地域振興局（湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 15 か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第 6 条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

（ア）個人に関する情報 [第 1 号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

（イ）法人等に関する情報 [第 2 号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

（ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第 3 号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第 4 号]

法令等の規定により非公開とされている情報

（オ）審議、検討または協議に関する情報 [第 5 号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

（カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [第 6 号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報など

カ 部分公開 [条例第 7 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第 8 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録

されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第 9 条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないと、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」(条例第 12 条) の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各地域振興局の行政情報コーナー等において、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県が作成する刊行物の有償頒布を実施していま

す。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では、県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成12年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成12年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています。

- (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

- (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第34条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成13年1月31日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

- (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（に掲げる法人を除く。）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第2項に規定する法人に該当する法人

- (イ) 出資法人において実施する情報公開制度

出資法人の経営状況等に関する資料の公表

上記（ア）の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。

出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施

上記（ア）の に該当する出資法人のうち県が資本金等の2分の1以上を出資している法人および上記（ア）の に該当する法人が対象となっています。

平成13年度の情報公開制度の運用状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の状況

平成13年度における公文書公開請求件数は223件で、前年度の133件に比べて、90件増加して200件を超え、昭和63年度の公文書公開制度開始以来、最多の請求件数となりました。

公文書公開請求件数の増加の要因は、情報公開制度が県民等に定着してきたこと、また、地域振興局の行政情報コーナーやその他の機関など、地方機関での請求件数が計98件と、前年度の24件と比べて大幅に増えたことなどが挙げられます。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (地域振興局)	その他の機関	計
昭和63～平成11年度	920	55	43	1,018
平成12年度	109	9	15	133
平成13年度	125	84	14	223
計	1,154	148	72	1,374

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしています。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっています。(以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいいます。)

(2) 公文公開請求の請求者別内訳

平成13年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内・個人」が112件と最も多く、全体のおよそ半数を占めています。また「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の75.3%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個人	112	39	151
	50.2%	17.5%	67.7%
法人・その他の団体	56	16	72
	25.1%	7.2%	32.3%
計	168	55	223
	75.3%	24.7%	100%

(3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成13年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が209件で全体の92.1%を占めました。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の行政委員会等では、18件の請求がありました。

知事部局では、琵琶湖環境部が最多の72件で、平成10年度以降、産業廃棄物をはじめとする環境問題への関心の高まりから、同部への請求がもっとも多くなっています。また、健康福祉部が57件、土木交通部が50件で前年度に比べて大きく増加しており、これらと琵琶湖環境部の3部局の合計は、全体の約8割を占めています。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成11年度		平成12年度		平成13年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
知事	906	88.9%	126	94.0%	209	92.1%	1,241	89.9%
直属	30	2.9%	2	1.5%	3	1.3%	35	2.5%
総務部	247	24.2%	31	23.1%	10	4.4%	288	20.9%
企画県民部	192	18.8%	7	5.2%	4	1.8%	203	14.7%
琵琶湖環境部	106	10.4%	48	35.8%	72	31.7%	226	16.4%
健康福祉部	57	5.6%	9	6.7%	57	25.1%	123	8.9%
商工観光労働部	7	0.7%			3	1.3%	10	0.7%
農政水産部	99	9.7%	4	3.0%	9	4.0%	112	8.1%
土木交通部	134	13.2%	22	16.4%	50	22.0%	206	14.9%
出納局	34	3.3%	3	2.2%	1	0.4%	38	2.8%
議会	1	0.1%	4	3.0%	4	1.8%	9	0.7%
教育委員会	83	8.1%	2	1.5%	6	2.6%	91	6.6%
選挙管理委員会	3	0.3%	2	1.5%	7	3.1%	12	0.9%
人事委員会	4	0.4%					4	0.3%
監査委員	14	1.4%					14	1.0%
地方労働委員会	1	0.1%					1	0.1%
収用委員会	1	0.1%					1	0.1%
海区漁業調整委員会	3	0.3%					3	0.2%
内水面漁場管理委員会	0	0.0%					0	0.0%
公営企業管理者	3	0.3%			1	0.4%	4	0.3%
合計	1,019	100%	134	100%	227	100%	1,380	100%

注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっています。

(4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成13年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が104件、部分公開が96件、非公開（不存在を除く。）が4件、不存在が16件、取下げが3件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成11年度	1018	380	511	27	65	35
平成12年度	133	40	83	1	6	3
平成13年度	223	104	96	4	16	3
合計	1374	524	690	32	87	41

(5) 非公開決定等の理由別内訳

平成13年度に部分公開・非公開（不存在を除く。）決定を行った100件についての非公開理由の適用状況は、個人に関する情報が83件と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで、法人等に関する情報が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の9割以上を占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成11年度		平成13年度	
	件数	構成比	件数	構成比
個人情報 (条例第6条第1号)	398	36.6%	83	56.1%
法人情報 (条例第6条第2号)	237	21.8%	55	37.2%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	248	22.8%	0	0.0%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	1	0.1%	1	0.7%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	3	0.3%	1	0.7%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	46	4.2%	8	5.4%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	137	12.6%		
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	16	1.5%		
合計	1,086	100%	148	100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成

12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

- 2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

(6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

平成13年度は、公文書公開請求に対する実施機関の決定について、4件の不服申立てがあり、そのうち3件が滋賀県情報公開審査会に諮問されました。また、残る1件については、平成14年3月末時点で未諮問でした。

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成することとされており、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関からの諮問を受けて、実施機関の行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正公平な立場から建議ができる附属機関です。

滋賀県情報公開審査会では、平成13年度は、計8回開催され、前年度からの繰越分を含めて4件の不服申立てに係る諮問事案について審議し、そのうち1件について答申がなされました。

平成13年度の実施機関の処理状況は、滋賀県情報公開審査会から答申を受けた上記の1件について、答申を尊重した決定を行いました。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成13年度	5	1	4		1

情報公開審査会									
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分妥当	一部取消し	取消し	却下	
4	1	3		1		1			3

実施機関の処理					
決定裁決	内訳				未処理(答申後)
	認容	一部認容	棄却	却下	
1		1			

表7 平成13年度の情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
20	「平成12年9月に行われた 県立大学学長選挙の予備選 挙・本選挙における投票録 ・開票録・有権者名簿」	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消し H14. 2.13	一部認容 H14. 3.15
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数 9回 処理日数 429日	
22	「要介護認定における一次 判定用ソフトウェア（通信 機能に係る部分を除く）」	知事	異議申立て H13. 8.28	審議中	
		非公開 H13. 7.25	諮問 H13. 9.20		
23	「大津市 町 - 申請官民境界申 請場所（申請場所の分る書 類）平成 年 月 日申 請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13. 6. 4	審議中	
		一部公開 H13. 5.25	諮問 H13. 9.27		
24	「 分場にかかる県調査委員会 の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14. 3. 4	審議中	
		非公開（不 存在） H14. 2.22	諮問 H14. 3.11		

表 8 平成 13 年度の情報公開審査会答申の概要

<p>答申第 17 号 (諮問第 20 号)</p>	<p>件 名 「平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿」の非公開決定に対する異議申立て</p>
<p>1 対象公文書 平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙および本選挙における投票録、開票録および有権者名簿</p>	
<p>2 争 点</p> <p>(1) 投票録の棄権者数および開票録の得票数などは、選考過程における個人の評価が現れたものであるとして、個人識別情報に該当するか否か。【条例第6条第1号】</p> <p>(2) 有権者名簿は、他の情報と突合することにより有権者としての欠格事項に該当する特定の個人が識別される情報に該当するか否か。【条例第6条第1号】</p> <p>(3) 投票録・開票録を公開することにより、得票活動につながるおそれがあり、また候補者となった者の途中辞退、ひいては選挙のやり直しを招かないとも限らないとして、学長選考および学長選考の後に実施する学部長等の同種の選考上の意思形成および事務に支障を生ずると認められるか否か。【条例第6条第5号および第6号】</p>	
<p>3 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 次に掲げる部分の非公開は妥当であるが、それ以外の部分については公開することが妥当である。</p> <p>1 投票録に記載されている情報のうち、選挙立会人署名および印影</p> <p>2 開票録に記載されている情報のうち、選挙立会人署名および印影</p> <p>(2) 判断理由 条例第6条第1号該当性について</p> <p>ア 有権者名簿について 有権者名簿が公開されると、すでに公となっている県職員録と対比することにより、有権者名簿に記載されていない者が特定されることとなり、このことは当該非記載者が有権者として欠格者であることが明らかになってしまうことになる。しかしながら当該非記載者は、国内大学院に留学中であって有権者として欠格となったものであり、公開しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれは無いと認められ、条例第6条第1号には該当しない。</p> <p>イ 投票録について 投票録記載の情報のうち、選挙立会人署名および印影は条例第6条第1号に該当するが、その他の有権者数、投票者数、棄権者数等の情報は条例第6条第1号に該当しない。なお、実施機関は棄権者数が学長候補者に対する評価につながると主張するが、棄権の真意は分からず、棄権者数が直ちに特定の候補者に対する評価につながる情報と考えることは適当でない。</p> <p>ウ 開票録について 学長候補者として得票のあった者の氏名については、公開されることによって当該得票者に係る社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認めるまでには至らないことなどを総合的に判断すると、第6条第1号を理由として非公開とすることは認めがたい。</p> <p>得票順位および得票数については、一般的には各候補者に対する評価の現れと考えられるが、当該学長選挙においては、各候補者となる者が立候補しその所信を表明して選挙に臨んでいるわけではないことから、有権者が各候補者をどう評価して投票したかは定かではなく、社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがある情報とは言い難い。また県立大学学長という公職者を選考する過程で実施されたことを考慮すれば、非公開とする</p>	

ことは認め難い。

条例第6条第5号および第6号該当性について

- ・ 異議申立人の公開請求時には、学長候補者の選考は実質的に完結しており、当該学長選考過程に支障が生ずることはない。
- ・ 開票結果に関する情報が公開されることが前提となった場合に、今後行われる学長選挙等において候補者が途中辞退したり、有形無形の圧力を受けたりするというおそれがないとは言えないが、しかし、これは選挙という手法を用いる限り生じるものと考えられるとともに、選挙結果の公平性を明らかにすることの重要性を考えると、これらのおそれをもって選挙という手法を用いた学長選考上の意思形成に著しい支障が生じるとして非公開とすることは適当ではないと考える。したがって、県立大学学長という公職者の選考が選挙という方法で実施されていることを考えれば、実施機関が主張しているおそれと、大学の自治を侵さない範囲内において、公職者の選考過程の透明性、公正性を明らかにし、県民に対してその過程を説明するという行政の責務を比較衡量すれば、後者が優先されるべきであると考ええる。
- ・ 以上のことから、本号に該当しないものと判断する。

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第88回	H13.5.10	・滋賀県情報公開審査会規則について ・滋賀県情報公開審査会運営要領(案)について	決定
		・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議
第89回	H13.6.28	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	実施機関から理由聴取
第90回	H13.7.27	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	異議申立人等から意見聴取
第91回	H13.8.30	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議
第92回	H13.10.10	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議
		・諮問第22号(介護保険一次認定ソフト関係)	審議
		・諮問第23号(官民境界確定申請場所等関係)	審議
第93回	H13.11.28	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議
		・諮問第22号(介護保険一次認定ソフト関係)	審議
		・諮問第23号(官民境界確定申請場所等関係)	審議
第94回	H14.1.18	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議
		・諮問第22号(介護保険一次認定ソフト関係)	審議
		・諮問第23号(官民境界確定申請場所等関係)	審議
第95回	H14.2.7	・諮問第20号(県立大学学長選挙関係)	審議(H14.2.13 答申第18号)
		・諮問第22号(介護保険一次認定ソフト関係)	審議
		・諮問第23号(官民境界確定申請場所等関係)	実施機関から意見聴取

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
市 川 正 人	立命館大学法学部教授	
岡 村 周 一	京都大学大学院法学研究科教授	会長代理
田 中 輝 子	大津商工会議所女性会顧問	
藤 井 喬	中小企業団体中央会専務理事	
布 施 賢 治	弁 護 士	会長
山 本 為 三	滋賀文化短期大学教授	
渡 邊 明 子	公 募 委 員	

(平成14年3月現在)

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と、より身近な場所で必要な情報が得られるよう設置している各地域振興局の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、白書、統計資料といった各種刊行物、行政関係資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度、しがベンチマーク、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を窓口において公表しており、情報提供に努めています。

平成13年度における県民情報室および行政情報コーナーの利用状況や情報提供の状況は、表10のとおりであり、利用者数は15,461人（1日平均62人）であり、15,729件（1日平均63件）の情報提供活動を行い、69,640枚の写しの交付を行っています。前年度の46,919枚に比して写しの交付件数は大幅に増加しています。

また、県民情報室における平成13年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表11であり、資料の分類別の閲覧および写しの交付による情報提供の状況を表しています。

表10 平成13年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナー	合 計
利用者数（人）	12,272	3,189	15,461
内 訳	来室	2,921	15,053
	文書	2	4
	電話	266	404
	情報提供件数（件）	12,252	3,477
内 訳	案内相談	534	687
	閲覧	1,229	8,425
	資料提供	1,712	5,996
	貸出	2	621
写しの交付（枚）	59,394	10,246	69,640
内 訳	単色コピー	10,238	69,313
	その他	8	327

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成13年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	3,574 (49.7%)	27,582 (46.4%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、県公報、しがペンチマーク、当初予算案・重要施策の概要、重要施策大綱、附属機関会議概要、県議会議案書・会議録、公文書公開制度、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報・統計書、新湖国ストーリー2010、施策評価表、県政世論調査
生活・環境	597 (8.3%)	2,906 (4.9%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、産業廃棄物処理基本計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、特定非営利活動法人、琵琶湖水質調査報告書、マザーレイク21計画
文化・レジャー	110 (1.5%)	1,294 (2.2%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、湖国百選、りっぶる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	99 (1.4%)	391 (0.7%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン2000、滋賀県健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、厚生白書、淡海エンゼルプラン
保健・医療	74 (1.0%)	489 (0.8%)	生活衛生の概要、衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道
商業・工業	327 (4.5%)	1,337 (2.3%)	工業統計調査、商業統計調査、企業要覧、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、通商白書、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	55 (0.8%)	266 (0.4%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、労働白書、職業統計年報、労働関係各種貸与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	69 (1.0%)	214 (0.4%)	交通情勢調査表、滋賀の交通、びわこ空港等計画(案)の概要、びわこ空港経済アセスメント専門家会議概要
農林・水産	208 (2.9%)	611 (1.0%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	1,522 (21.2%)	20,194 (34.0%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木交通要覧、河川港湾、公共工事発注見通し、建設工事等入札参加有資格者名簿、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表
住宅・建築	160 (2.2%)	648 (1.1%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況、建築の歩み
防災・防犯	85 (1.2%)	511 (0.9%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報・月報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	111 (1.5%)	894 (1.5%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ
その他	205 (2.8%)	2,057 (3.5%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	7,196 (100%)	59,394 (100%)	-

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等に利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

制度開始後2年目を迎えた平成13年度は、54種類の刊行物等を有償刊行物に指定し、合計で約1,400部を頒布し、頒布金額はおよそ100万円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

	平成12年度	平成13年度	累 計
頒布部数	1,490	1,399	2,889
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥3,270,360

表13 平成13年度の有償刊行物頒布状況

刊 行 物 名	作 成 課	価 格	頒 布 部 数	頒 布 金 額
社会福祉施設等要覧 平成13年(2001年)5月1日現在	レイカディア推進課	¥110	120	¥13,200
平成13年(2001年)版 環境白書	環境政策課	¥1,580	107	¥169,060
平成13年(2001年)度 滋賀県重要施策大綱	企画課	¥290	98	¥28,420
統計で見る滋賀2001	統計課	¥220	73	¥16,060
平成13年度版 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥290	68	¥19,720
平成13年(2001年)版 環境白書 資料編	環境政策課	¥360	65	¥23,400
社会福祉施設等要覧 平成12年5月1日現在	レイカディア推進課	¥100	55	¥5,500
滋賀県健康福祉総合ビジョン	健康福祉政策課	¥560	54	¥30,240
障害福祉のてびき	障害福祉課	¥130	51	¥6,630
しがの農林水産業 平成13年(2001年)	農政課	¥160	47	¥7,520
滋賀県推計人口年報 平成12年	統計課	¥990	45	¥44,550
滋賀県の商工業 12年版	商工観光政策課	¥1,340	38	¥50,920
平成12年版 環境白書	環境政策課	¥2,040	37	¥75,480
滋賀県都市計画総括図(滋賀県全図) 1/100,000	都市計画課	¥1,980	37	¥73,260
淡海ゴールドプラン2000	レイカディア推進課	¥310	29	¥8,990
滋賀県管内図 1/100,000	道路課	¥1,200	27	¥32,400
滋賀県長期構想 新・湖国ストーリー-2010	企画課	¥3,140	26	¥81,640
みんな安心お出かけマップ	健康福祉政策課	¥700	25	¥17,500
平成13年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥190	24	¥4,560
滋賀県の都市計画 2000	都市計画課	¥1,280	21	¥26,880
滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引き	広報課	¥130	21	¥2,730
その他			331	¥259,250
合 計			1,399	¥997,910

頒布中の有償刊行物一覧は、滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp>)に掲載しています。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

平成13年10月1日現在で対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が30法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が13法人（14-2参照）であり、全体で43の出資法人が対象となっています。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成13年10月1日現在）

14-1

[30法人]

出資法人の名称	所管課		
(財) 滋賀県大学等学術文化振興財団	総務部	総務課	
滋賀県土地開発公社	企画県民部	企画課	
(財) 淡海文化振興財団		県民文化課	
(財) 滋賀県文化振興事業団		県民文化課	
(財) びわ湖ホール		県民文化課	
(財) 国際湖沼環境委員会	琵琶湖環境部	環境政策課	
(財) 滋賀県環境事業公社		廃棄物対策課	
(財) 滋賀県下水道公社		下水道計画課	
(社) 滋賀県造林公社		林務緑政課	
(財) びわ湖造林公社		林務緑政課	
(財) 滋賀県緑化推進会		林務緑政課	
(社福) 滋賀県社会福祉事業団	健康福祉部	健康福祉政策課	
(財) 滋賀県レイカディア振興財団		レジャー推進課	
(財) 滋賀県動物保護管理協会		生活衛生課	
(財) 滋賀県産業支援プラザ	商工観光労働部	商工観光政策課	
(社) 滋賀県観光連盟		商工観光政策課	
(財) 滋賀県陶芸の森		新産業振興課	
(財) 滋賀県国際協会		国際課	
(財) 滋賀県障害者雇用支援センター		労政能力開発課	
(財) 滋賀県農地協会		農政水産部	農政課
(財) 滋賀食肉公社			畜産課
(財) 滋賀県水産振興協会	水産課		
(財) 滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課	
滋賀県道路公社		道路課	
(財) 滋賀県公園・緑地センター		都市計画課	
滋賀県住宅供給公社		住宅課	
(財) 滋賀県建築助成公社		住宅課	
(財) 滋賀県体育協会	教育委員会	保健体育課	
(財) 滋賀県スポーツ振興事業団		保健体育課	
(財) 暴力団追放滋賀県民会議	警察本部	暴力団対策課	

出資法人の名称	所管課	
(財) 滋賀総合研究所	企画県民部	企画課
(財) びわ湖空港周辺整備基金		空港整備課
(財) 滋賀県消防協会		消防防災課
(財) びわ湖レイクフロントセンター	琵琶湖環境部	水政課
(財) 滋賀県腎臓バンク	健康福祉部	健康対策課
(財) 系賀一雄記念財団		障害福祉課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工観光政策課
(財) 滋賀県勤労者福祉協会		労政能力開発課
(財) 滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農産流通課
(社) 滋賀県養豚価格安定基金協会		畜産課
(株) 滋賀県食肉地方卸売市場		畜産課
(社) 滋賀県畜産振興協会		畜産課
(財) 滋賀県文化財保護協会	教育委員会	文化財保護課

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成13年度は、上記(1)の出資法人のうち、出資法人が規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度(文書公開制度)を実施した出資法人が34法人ありました。また平成14年4月から文書公開制度を実施する法人が1法人あります。

制度開始の平成13年10月から平成14年3月末までの平成13年度における出資法人の文書公開制度の実施状況は表15のとおりです。

表15 平成13年度（H13.10.1～H14.3.31）の出資法人の情報公開の実施状況

出資法人の名称	情報公開 規程 施行期日	実施状況							異議 申出
		公開 申出	処理状況					合計	
			公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	H13.10.1	0						0	
滋賀県土地開発公社	H13.10.1	1			1			1	1
(財)淡海文化振興財団	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化振興事業団	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖ホール	H13.10.1	0						0	
(財)国際湖沼環境委員会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県環境事業公社	H13.10.1	3	3	1		2		6	
(財)滋賀県下水道公社	H13.10.1	1	1					1	
(社)滋賀県造林公社	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖造林公社	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県緑化推進会	H13.10.1	0						0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県レガ`ィア振興財団	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	H13.10.1	0						0	
(社)滋賀県観光連盟	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県陶芸の森	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県国際協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農地協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀食肉公社	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県水産振興協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県建設技術センター	H13.10.1	0						0	
滋賀県道路公社	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県公園・緑地センター	H13.10.1	0						0	
滋賀県住宅供給公社	H13.10.1	1		1				1	1
(財)滋賀県建築助成公社	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県体育協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県スポーツ振興事業団	H13.10.1	0						0	
(財)暴力団追放滋賀県民会議	H14.4.1	-						-	
(財)滋賀総合研究所	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県勤労者福祉協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	H13.11.29	0						0	
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化財保護協会	H13.10.1	0						0	
合 計		6	4	2	1	2	0	9	2

注 1件の公開申出で複数の決定が行われている案件があるので、処理状況の合計が文書の公開申出の件数より多くなっています。

資

料

資料1 平成13年度 公文書公開の請求内容および処理状況

収受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
1	H13.4.9	温泉掘削及び動力申請に関する審議会許可案件(平成13年2月分)*申請者及び申請地の開示	温泉掘削及び動力申請に関する審議会許可案件(平成13年2月分)	健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.4.11	
2	H13.4.13	建設業許可業者名簿<平成12年10月~現在>	建設業許可業者名簿(平成12年10月分~平成13年3月分)	土木交通部	監理課	公開	H13.4.20	
3	H13.4.17	墓地台帳(草津市、守山市、近江八幡市、八日市市、彦根市、栗太郡、野洲郡、甲賀郡、蒲生郡、神崎郡、愛知郡、犬上郡)	墓地台帳(草津市、守山市、近江八幡市、八日市市、彦根市、栗太郡、野洲郡、甲賀郡、蒲生郡、神崎郡、愛知郡、犬上郡)5市24町	健康福祉部	生活衛生課	部分公開	H13.5.1	1号(住所、氏名、生年月日、個人墓地に関するもの)
4	H13.4.18	第36期滋賀県地方労働委員会委員の中、労働者委員について被推薦者から任命に至る過程における審議内容、決定理由が明らかになる文書	第36期滋賀県地方労働委員会委員の任命についての文書の内、労働者委員任命に至る過程での審議内容と選任理由	商工観光労働部	労政能力開発課	部分公開	H13.5.2	1号(氏名)
5	H13.4.18	平成10年度滋賀県建設省所管公共事業評価監視委員会議事録及び資料等(ダム関係)	平成10年度滋賀県建設省所管公共事業評価監視委員会議事録要旨及び資料等(ダム関係)	土木交通部	監理課	公開	H13.5.1	
6	H13.4.18	平成11年度滋賀県農林水産省所管公共事業評価監視委員会議事録及び資料等	平成11年度滋賀県農林水産省所管公共事業評価監視委員会議事録要旨および資料等	農政水産部	耕地課	公開	H13.5.1	
7	H13.4.20	町 団地に於ける再整備計画に係る協定書、覚書	町 (団地) に於ける再整備計画に係る協定書、覚書き	土木交通部	住宅課	部分公開	H13.5.2	2号(印影) *覚書きについては不存在
8	H13.4.23	にある 株式会社に関する(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請書、(2)産業廃棄物処分業許可申請書、(3)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書、(4)特別管理産業廃棄物処理業許可申請書および上記(1)~(4)に添付された書類の全部	にある 株式会社に係る(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請書、(2)産業廃棄物処分業許可申請書、(3)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書、(4)特別管理産業廃棄物処理業許可申請書および上記(1)~(4)の許可申請書に添付された書類の全部	甲賀地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.5.22	1号(氏名・履歴・資格・本籍住所等・持ち株数、住民票) 2号(氏名・契約金額・納税額・決算報告書、名称・住所等、印影)
9	H13.4.25	甲西町「平松正福寺線」都市計画変更手続全書類の閲覧(平成変更分)	甲賀広域都市計画道路3・4・3号平松正福寺線の平成に入ってから都市計画変更手続書類一式	土木交通部	都市計画課	公開	H13.5.7	
10	H13.5.2	農地法第4条による農地一時転用申請書類一式 大津市 町 氏提出の大津市 町 番及び番農地に係るもの	農地法第4条の規定による申請書類一式	農政水産部	農政課	部分公開	H13.5.16	1号(氏名・住所・年齢・職業・資金調達計画、印影) 2号(単価・金額、印影)
11	H13.5.8	1. 滋環事第 号の関係書類 2. 竜王町が竜民第 号で添付した公害防止協定・付属覚書 3. 工場に関する行政検査の結果 4. 工場に対する指導内容	1. 滋環事第 号の関係書類 2. 竜王町が竜民第 号で添付した公害防止協定・付属書類 3. 工場に関する行政検査の結果 4. 工場に対する指導内容	東近江地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.5.21	1号(氏名・日付) *4については不存在
12	H13.5.14	大津市 町 申請 官民境界申請場所(申請場所の分かる書類) 平成 年 月 日申請、同年 月 日現地立会箇所	大津市 町 番地 申請の官民境界申請場所(申請場所の分かる書類) 平成 年 月 日申請、同年 月 日現地立会箇所	土木交通部	大津土木事務所 管理建築課	部分公開	H13.5.25	1号(氏名、住所、印影) 2号(地番、印影)
13	H13.5.15	滋賀県志賀町大字 字 地先里道の用途廃止寄附受納(付替)に係る一切の資料	滋賀郡志賀町大字 字 地先里道の用途廃止寄附受納(付替)に係る一切の資料	土木交通部	監理課 用地対策室	部分公開	H13.5.29	1号(氏名、住所、電話番号、印影、隣接地番)
14	H13.5.18	大津市 町 番および 番の農地の農地法第4条の一時転用許可の大津市農業委員会の意見書及び県の許可の経過を含む書類一式	農地法第4条の規定による許認可の経過を含む書類一式(大津市農業委員会意見書含む)	農政水産部	農政課	部分公開	H13.6.1	1号(氏名、住所、年齢、職業、資金調達計画、印影) 2号(単価、金額、印影)
15	H13.5.21	ダイオキシン類特別措置法に基づく届け出事業所リスト(名称および所在地)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出事業所リスト(名称および所在地)	琵琶湖環境部	環境政策課	公開	H13.5.29	

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主 務 課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
16	H13.5.21	平成9年から11年の 及び の収支報告書	および の政治資金収支報告書(平成9年~平成11年)	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	公開	H13.5.31	
17	H13.5.21	すべての県立病院の 会費及び 会費支出に関する文書一切(95~99年度分)	滋賀県立小児保健医療センターの 会費および 会費支出に関する文書一切(95~99年度分)	健康福祉部	小児保健医療センター	部分公開	H13.6.1	2号(払込口座、印影)
			成人病センターの 会費および 会費支出に関する文書一切(95~99年度分)	健康福祉部	成人病センター	部分公開	H13.6.1	2号(払込口座、印影)
			県立精神保健総合センターの 会費および 会費支出に関する文書一切(95~99年度分)	健康福祉部	精神保健総合センター	部分公開	H13.6.1	1号 2号(口座番号、口座名義、印影)
18	H13.5.24	月 日苦情申し出のあった牛乳の検査結果	平成 年 月 日苦情申し出のあった牛乳の検査結果	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	部分公開	H13.5.25	2号(商品名)
19	H13.5.31	火葬場台帳 台帳番号1~37	火葬場台帳	健康福祉部	生活衛生課	部分公開	H13.6.6	1号(住所、氏名、電話番号)
20	H13.5.31	過去5年間で最も新しいもの)で事業所による土壌・地下水汚染(汚染物質、揮発性有機化合物、重金属、ダイオキシン類)の実態、地下水での排出状況、汚染源の土壌・地下水分析結果(ただし、もらいは含まない)	過去5年間で最も新しいもの)で事業所による土壌・地下水汚染(汚染物質、揮発性有機化合物、重金属、ダイオキシン類)の実態、地下水での排出状況、汚染源の土壌・地下水分析結果(ただし、もらいは含まない)	琵琶湖環境部	環境政策課	非公開	H13.6.11	不存在
21	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.6.28	1号(氏名、印影)
22	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	公開	H13.6.21	
23	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	甲賀地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.6.14	1号(氏名、印影)
24	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	東近江地域振興局 環境農政部	環境課	公開	H13.6.26	
25	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	湖東地域振興局 環境農政部	環境課	公開	H13.6.14	
26	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	湖北地域振興局 環境農政部	環境課	公開	H13.6.14	
27	H13.5.31	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	管内における過去5年間の廃掃法第15条許可施設または第14条許可業者に立入りし、行政検査により化学分析を行った臭気・水質・大気・土壌・地下水にかかる分析結果	湖西地域振興局 環境農政部	環境課	公開	H13.6.14	

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主 務 課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
28	H13.6.4	平成 年 月 日付大津市 町字 官民境界確定申請(同年 月 日立会)の要望書・隣接者一覧表	平成 年 月 日付け 大津市 町字 官民境界確定申請(同年 月 日立会)の要望書・隣接者一覧表	土木交通部	大津土木事務所管理建築課	部分公開	H13.6.19	1号(氏名、住所、電話番号、印影、持分比率)
29	H13.6.4	飲食、理容、美容店の情報提供 H13.3.1~5.1迄に新規営業許可がおりた施設の申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日(自動販売機除く)	飲食、理容・美容店の情報提供 平成13年3月1日~5月31日迄に新規営業許可がおりた施設(自動販売機は除く)の申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日(滋賀県八日市保健所管内に限る)	東近江地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.8	
30	H13.6.4	飲食、理容、美容店の情報提供(H13.3.1~本日迄の新規)申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日	平成13年3月1日以降に新規許可した食品営業、理容所および美容所の情報(申請者氏名、営業所所在地、営業所名称、営業の種類、許可年月日)	湖西地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.8	
31	H13.6.5	平成13年1月1日から平成13年6月5日までの期間に廃業した食品営業施設の営業所所在地及び営業所の名称	平成13年1月1日から平成13年6月5日までの期間に廃業した食品営業施設の営業所所在地および営業所名称(草津保健所管内)	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.6	
32	H13.6.5	・宗教法人 に関する規則変更認証書および規則変更にかかる関係書類 ・平成12年度(3月末決算)提出書類(宗教法人備付書類)	宗教法人 に関する規則変更認証書および規則変更にかかる関係書類	総務部	総務課	部分公開	H13.6.20	2号(印影、添付資料)
			平成12年度(3月末決算)提出書類(宗教法人備付書類)	総務部	総務課	非公開	H13.6.20	存否応答拒否
33	H13.6.5	飲食関係の受付簿(H13.4~) 食品営業許可関係受付簿	食品営業許可関係受付簿(平成13年4月1日より6月5日まで、長浜保健所管内分)	湖北地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	部分公開	H13.6.14	1号(申請者住所)
34	H13.6.4	飲食、理容、美容店の情報提供(H13.3.1~本日迄の新規)申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日	平成13年3月1日から5月末日までの飲食、理容、美容店の情報提供(草津保健所管内)(申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日)	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.7	
35	H13.6.7	(1)(株)の産業廃棄物処理施設(焼却施設)の設置許可申請書の当初及び変更書類一式 (2)(株)の産業廃棄物の収集運搬業の許可申請書及び更新許可申請書(車両関係一式) (3)産業廃棄物の適正処理について(平成 年 月 日付け)	(1)(株)の産業廃棄物処理施設(焼却施設)の設置許可申請書の当初及び変更書類一式 (2)(株)の産業廃棄物の収集運搬業の許可申請書及び更新許可申請書(車両関係一式) (3)産業廃棄物の適正処理について(平成 年 月 日)	湖南地域振興局 環境森林整備課	環境森林整備課	部分公開	H13.6.19	1号(住所、氏名、電話番号、印影、日付、位置) 2号(法人名、印影)
36	H13.6.4	飲食、理容、美容店の情報提供(H13.3.1~本日迄の新規)申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日	食品営業許可台帳(飲食店分)、理容所台帳、美容所台帳(平成13年3月1日より6月4日まで 長浜保健所管内分)	湖北地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.12	
37	H13.6.4	管内のH13.3.1~5月末日迄の新規(自動販売機を除く)飲食店、理容店、美容店の情報提供	管内のH13年3月1日~5月末日までの新規(自動販売機を除く)飲食店、理容所、美容所の情報提供	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.5	
38	H13.6.4	飲食関係の受付簿(H13.4~)	飲食店関係の受付簿(平成13年4月~)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.5	
39	H13.6.8	ホ-リツグ調査報告書 長浜第一幹線(長浜1区土質調査、長浜2区土質調査、田村1区土質調査) 長浜第二幹線(南田附新栄から加納1区土質調査、今川南から今川南田附1区土質調査、常喜から本庄今川1区土質調査、布勢から名越常喜1区土質調査、山科から八幡中山1区土質調査)	ホ-リツグ調査報告書 長浜第一幹線(長浜1区土質調査、長浜2区土質調査、田村1区土質調査) 長浜第二幹線(南田附新栄から加納1区土質調査、今川南から今川南田附1区土質調査、常喜から本庄今川1区土質調査、布勢から名越常喜1区土質調査、山科から八幡中山1区土質調査)	琵琶湖環境部	東北部流域下水道事務所	部分公開	H13.6.21	1号(氏名、印影)
40	H13.6.11	介護保険一次認定ソフト(通信部分を除く)	介護認定における一次判定用ソフトウェア(通信機能に係る部分を除く)	健康福祉部	レカゲイ推進課 介護保険室	非公開	H13.7.25	公開できない公文書と一体で容易に区分して除くことができないため
41	H13.6.13	飲食関係(自販機以外)、理美容 平成13年5月1日~平成13年6月13日分まで(新規営業分)(八日市保健所管内分)	飲食店関係(自販機以外)、理容・美容所 平成13年5月1日から6月13日までの新規営業分(申請者氏名、施設所在地、屋号、営業の種類、許可年月日)(滋賀県八日市保健所管内分)	東近江地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.6.15	

収受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
42	H13.6.14	氏の焼却炉の申請書に関する一式()	氏の焼却炉の申請書に関する一式	湖西地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.6.20	1号(印影)
43	H13.6.14	の農業生産体制強化事業に関し平成 年 月末の農林水産第1課会検に係る資料	の農業生産体制強化事業に関しH 年 月末の農林水産第1課会検に係る資料 (から提出のあった書類について)	農政水産部	農産流通課	非公開	H13.6.29	1号(氏名、印影) 2号(機械販売定価) 5号・6号(農協理事会議録)
44	H13.6.14	の農業生産体制の強化事業に関する文書・大豆コンバイン・ソバ用コンバイン・条件不利地	の農業生産体制強化事業に関する文書(大豆コンバイン・そば用コンバイン、条件不利事業)	湖西地域振興局 環境農政部	農業振興課	部分公開	H13.6.19	1号(氏名、印影) 2号(議事録、機械販売定価)
45	H13.6.15	氏の焼却炉の届出に関する一式	氏の焼却炉の届出に関する一式	湖西地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.6.20	1号(印影)
46	H13.6.15	「ダイオキシン特別措置法にもとづく特定施設」のリスト 施設の名称、所在地、電話番号、FAX番号	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出事業所リスト (名称および所在地)	琵琶湖環境部	環境政策課	公開	H13.7.12	
47	H13.6.18	長浜市、山東町、伊吹町にかかる試掘権()の設定に関する内容	長浜市、山東町、伊吹町に係る試掘権()の設定に関する内容	湖北地域振興局 環境農政部	森林整備課	公開	H13.6.20	
48	H13.6.19	過去5年間(最も新しいもの)で事業所における土壌・地下水汚染(汚染物質、揮発性有機化合物、重金属、ダイオキシン類)の実態、地下水での排出状況、汚染源の土壌、地下水分析結果及び調査結果	過去5年間(最も新しいもの)で事業所における土壌・地下水汚染(汚染物質、揮発性有機化合物、重金属、ダイオキシン類)の実態、地下水での排出状況、汚染源の土壌、地下水分析結果、調査結果	琵琶湖環境部	環境政策課	部分公開	H13.8.3	1号(個人資格) 2号(取引先、溶剤使用履歴、担当者、生産に関する情報)
49	H13.6.21	食中毒調査詳報(平成13年第7号)	食中毒調査詳報(平成13年第7号)	健康福祉部	生活衛生課	部分公開	H13.7.2	1号(氏名) 2号(製造者住所・氏名・電話番号、仕入先氏名・住所・電話番号)
50	H13.6.22	滋大土第 号(年 月 日付)で公開決定あった個別判断表文書の名称欄 1.公図写し(申請書添付、法務局備付公図写) 2.地積測量図写し 3. (大津市固定資産税課税台帳付図)	滋大土第 号(年 月 日付け)で部分公開決定のあった個別判断表 文書の名称欄 1.公図写し 2.地積測量図写し 3. (大津市固定資産税課税台帳付図)	土木交通部	大津土木事務所 管理建築課	部分公開	H13.7.6	1号(氏名、住所、土地の地番、印影) 2号(土地の地番)
51	H13.6.26	彦根保健所管内 理容・美容・食品受付簿 平成13年4月以降	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿 (H13年4月～)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.7.2	
52	H13.6.28	(1)環境省からの通知「行政処分の指針」 (2)平成11年度(株) のダイオキシン自主測定結果	環境省からの通知「行政処分の指針」	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	公開	H13.7.10	(2)については取下げ
53	H13.6.29	滋賀県内の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人の児童・生徒数 について各学校別の児童・生徒数 について市町村ごとの国籍別の人数 日本語指導が必要な児童・生徒を指導するための加配校名	滋賀県内の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人の児童・生徒数 について各学校別の児童・生徒数 について市町村ごとの国籍別の人数 日本語指導が必要な児童・生徒を指導するための加配校名	教育委員会	学校教育課	部分公開	H13.7.13	1号(在籍数が1名の国籍の状況)
54	H13.6.29	参議院議員選挙における投票所の所在地	参議院議員選挙における投票所の所在地	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	公開	H13.7.2	
55	H13.7.3	橋河川占用許可申請書(昭和 年 月 日申請) 縦断面図	橋河川占用許可申請書(昭和 年 月 日申請) 縦断面図	湖北地域振興局 長浜建設管理部	管理建築課	公開	H13.7.5	
56	H13.7.3	甲西高校から、 についての県教育委員会に提出された報告書	甲西高校から、 についての県教育委員会に提出された報告書	教育委員会	学校教育課	部分公開	H13.7.18	1号(氏名、所属、性別、年齢、病名、副申書等)

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
57	H13.7.3	平成 年度 月 日で更新された県庁本庁別館の製複写機の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの複写サービスに関する契約書の期間と対象機種が明記された書類	平成 年度 月 日で更新された県庁本庁別館の製複写機の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの複写サービスに関する契約書の期間と対象機種が明記された書類	総務部	総務課	部分公開	H13.7.6	2号(契約書の印影)
58	H13.7.6	学校法人 の平成12年度財務三表及び資金収支内訳表、消費収支内訳表	学校法人 の平成12年度財務三表および資金収支内訳表、消費収支内訳表	総務部	総務課	公開	H13.7.23	
59	H13.7.12	工場の排ガス測定結果で12年6月以降のデータ 行政検査、自主検査	工場の排ガス測定結果で12年6月以降のデータ 行政検査、自主検査	東近江地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.7.19	1号(氏名)
60	H13.7.12	県立障害児学校の学校長から今年度4月以降に県教委に出された教員増の要望書(非常勤含む)、理由、人数、時間数	県立障害児学校の学校長から今年度4月以降に県教委に出された教員増の要望書(非常勤含む)、理由、人数、時間数	教育委員会	学校教育課 障害児教育室	部分公開	H13.7.27	1号(個人識別情報)
61	H13.7.13	水質汚濁防止法・大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法および滋賀県公害防止条例等に基づく規制を受けている事業所名と所在地(水質関係、大気関係、ダイオキシン類関係の3件) 水質関係は排水トン数	水質汚濁防止法・大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法および滋賀県公害防止条例等に基づく規制を受けている事業所名と所在地(水質関係、大気関係、ダイオキシン類関係の3件) 水質関係は排水トン数	琵琶湖環境部	環境政策課	公開	H13.7.24	
62	H13.7.16	(株) からの法第18条に基づく報告書	(株) からの法第18条に基づく報告書	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	部分公開	H13.7.26	1号(氏名) 2号(法人名、住所、車両No等)
63	H13.7.17	(株) の平成 年の産業廃棄物の収集・運搬の更新について県から通知した書類一式	(株) の平成 年の産業廃棄物の収集・運搬の更新について、県から通知した書類一式	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	公開	H13.7.26	
64	H13.7.17	河川法第24条許可(申請人:米原町、目的:蓄養施設およびやな)に関する一切の書類(起案回議書を除く)	一級河川 天野川 坂田郡米原町上多良地先河川法第24条許可(申請人:米原町 目的:蓄養施設およびやな)に関する一切の書類 起案回議書を除く	湖北地域振興局 長浜建設管理部	管理建築課	部分公開	H13.7.31	1号(氏名、一級建築士番号、印影)
65	H13.7.18	平成13年5月1日より平成13年7月18日までに許可を受けた飲食店営業の営業所所在地、屋号、申請者氏名、業種取扱種目、当初許可日	平成13年5月1日より平成13年7月18日までに許可を受けた飲食店営業の営業所所在地、屋号、申請者氏名、業種取扱種目、当初許可日	湖南地域振興局 健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.7.24	
66	H13.7.24	平成13年5月23日付滋賀県指令河第433号に係る許可申請書一式および指令書の内容が分かる書類	平成13年(2001年)5月17日付け、滋賀県知事申請河川法第24,26,27条許可申請書および平成13年(2001年)5月23日付け、滋賀県指令河第433号指令書の案文	土木交通部	河港課	公開	H13.7.27	
67	H13.7.25	東北流域下水道における地質、調査書(柱状図とその位置図のみ) 箇所 地図添付	土質調査報告書(柱状図および位置図) 愛東東幹線 日夏1工区,日夏2工区,亀山工区,清崎工区,枝工区,高野瀬工区,稲里工区,沓掛磯部工区,石橋工区,安食工区,長塚工区,市工区,栗田・平井工区 愛東西幹線 稲枝から川原工区,賀田山工区,彦富工区 彦根南幹線 彦根南工区 秦荘幹線 上枝・吉田工区	琵琶湖環境部	東北部流域下水道事務所	部分公開	H13.8.7	1号(氏名、印影)
68	H13.7.30	水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、湖沼法の届け出事業所のうち、事業所の名称および所在地並びに排出量(草津市、栗東町、守山市、野洲町、中主町)	水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、湖沼法の届け出事業所のうち、事業所の名称および所在地並びに排出量(草津市、栗東町、守山市、野洲町、中主町)	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	公開	H13.8.6	
69	H13.8.3	町自治会館移転補償費合計金額	町自治会館移転補償費合計金額	東近江地域振興局 建設管理部	用地課	公開	H13.8.8	
70	H13.8.6	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店の)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店の)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	甲賀地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.20	
71	H13.8.6	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.16	
72	H13.8.6	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店の)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店の)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.16	

収受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
73	H13.8.6	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	平成12年8月1日から平成13年7月31日に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の情報(営業所所在地、営業所名称、申請者氏名、営業の種類、当初許可年月日)	湖西地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.16	
74	H13.8.7	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	飲食店営業(固定店舗) 平成12年8月1日～平成13年7月31日までの新規許可分(施設所在地・屋号・電話番号(店)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日(八日市保健所管内分))	東近江地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.9	
75	H13.8.7	食品・理容・美容の受付簿 平成13年7月・8月分	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿 平成13年7月・8月分	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.10	
76	H13.8.9	乳類販売業の許可を有している施設の営業所所在地および営業所名称(草津保健所管内)(平成13年8月9日現在)	乳類販売業の許可を有している施設の営業所所在地および営業所名称(草津保健所管内)(平成13年8月9日現在)	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.16	
77	H13.8.9	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者の選任が必要な特定事業者一覧表(工場・事業場名、所在地、公害防止管理者の選任届け有無の判明するもの)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者の選任届出があった特定事業者一覧表(工場・事業場名、所在地、公害防止管理者の選任届出の判明するもの)	琵琶湖環境部	環境政策課	公開	H13.8.17	
78	H13.8.10	乳類販売許可一覧 屋号・住所・申請者 平成13年8月10日現在	乳類販売業の許可一覧(H13.8.10現在) 屋号・施設所在地・申請者	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.17	
79	H13.8.17	乳類販売許可一覧 屋号・所在地・申請者	乳類販売許可一覧(屋号、所在地、申請者氏名) (滋賀県八日市保健所管内分)	東近江地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.8.20	
80	H13.8.22	平成 年 月 日付けで行った 解囃に関する再要求に関して健康福祉政策課が湖南地域振興局とやり取りした文書 の再要求に関して健康福祉政策課が氏から聴き取った内容に関する文書 の再要求に関して健康福祉政策課が草津市から聴き取った内容に関する文書	平成 年 月 日付けで行った 解囃に関する再要求に関して健康福祉政策課が湖南地域振興局とやり取りした文書 の再要求に関して健康福祉政策課が氏から聴き取った内容に関する文書 の再要求に関して健康福祉政策課が草津市から聴き取った内容に関する文書	健康福祉部	健康福祉政策課	部分公開	H13.8.30	1号(住所、氏名、印影、その他個人識別情報)
81	H13.8.23	特定施設設置届出書(株)	特定施設設置届出書(株式会社)	湖西地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.8.24	2号(印影)
82	H13.8.23	道路区域図(国道307号) 丈量図(国道307号)	道路区域図(国道307号)、丈量図(国道307号)	甲賀地域振興局 建設管理部	管理建築課	部分公開	H13.9.4	1号(個人)、2号(法人)
83	H13.8.27	・特定動物許可申請書(過去5年分) ・動物取扱業届出 ・動物飼養届出(展示の移動の届出)(過去2年間分)	特定動物許可申請書(過去5年分) 動物取扱業届出 動物飼養届出(展示移動届)過去2年間分	健康福祉部	動物保護管理センター	部分公開	H13.9.7	1号(住所、氏名、電話番号、印影、見取図)2号(住所、電話番号、営業情報) 2号(住所、電話番号、印影) 1号(管理責任者氏名)
84	H13.8.27	H12.8.1からH13.7.31に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地・屋号・電話番号(店)・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日 大津市、志賀町	平成12年8月1日から平成13年7月31日に許可を受けた飲食店営業(固定店舗)の所在地、屋号、電話番号(店)、申請者氏名、業種取扱種目、当初許可年月日	健康福祉部	大津健康福祉センター 生活衛生課	公開	H13.8.29	
85	H13.8.27	H13.5.28よりH13.8.27までに許可を受けた飲食店営業の営業所所在地・屋号・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	H13.5.28よりH13.8.27までに許可を受けた飲食店営業の営業所所在地・屋号・申請者氏名・業種取扱種目・当初許可年月日	健康福祉部	大津健康福祉センター 生活衛生課	公開	H13.8.29	
86	H13.8.28	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく特定事業者一覧表 <記載内容> 特定工場名 所在地 公害防止管理者の選任届け有無 代理者の選任届け有無 および の必要資格の種類 の判明するもの	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定事業者一覧表 (特定工場名、所在地、公害防止管理者の選任届け有無、代理者の選任届け有無および必要資格の種類)	琵琶湖環境部	環境政策課	部分公開	H13.9.7	1号(公害防止管理者氏名、資格の種類、住所等)
87	H13.9.3	宗教法人「 」規則	宗教法人「 」規則(甲南町)	総務部	総務課	公開	H13.9.4	

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
88	H13.9.5	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号(大津保健所管内)	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号	健康福祉部	大津健康福祉センター生活衛生課	公開	H13.9.7	
89	H13.9.5	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号(草津保健所管内)	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号(草津保健所管内)	湖南地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.7	
90	H13.9.5	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号(水口保健所管内)	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の名称、所在地、電話番号のわかる一覧簿(水口保健所管内)	甲賀地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.18	
91	H13.9.5	大津市木の岡町地先土地購入に関する協議に係る資料一切(1998年度以降分)・知事協議・内部協議・業者との協議(土地所有者等)・ピオトープ事業に関する協議	大津市木の岡町地先土地購入に関する協議に係る資料一切(1998年度以降分)・知事協議・内部協議・業者との協議(土地所有者等)・ピオトープ事業に関する協議	土木交通部	河港課	部分公開	H13.9.20	1号(氏名、土地の地番) 2号(土地の地番)
92	H13.9.5	木の岡町地先の土地協議に関する県公有財産審議会での審議内容、売買契約書と関係書類等、支払い日および支払額に係る文書、購入に当たった基金利用に関する資料一切(理由等)	木の岡町地先の土地協議に関する県公有財産審議会での審議内容、購入に当たった基金利用に関する資料一切(理由等)	総務部	財政課	公開	H13.9.20	
			木の岡町地先の売買契約書と関係書類等 支払い日及び支払額に係る文書 購入に当たった基金利用に関する資料一切(理由等)	土木交通部	河港課	部分公開	H13.9.20	1号(氏名、土地の地番、印影) 2号(住所、氏名、口座、印影、土地の地番)
93	H13.9.5	大津市木の岡町地先の土地購入に係る県会議員等政治家および自治会等各種団体からの要望活動(県に対する)に関する記録一切	大津市木の岡町地先の土地購入に係る県会議員等政治家および自治会等各種団体からの要望活動(県に対する)に関する記録一切	土木交通部	河港課	非公開	H13.9.20	不存在
94	H13.9.6	草津市東矢倉三丁目滋賀医科大学教職員宿舍および滋賀県立成人病センター草津職員宿舍地先におけるボーリング柱状図、調査位置図	草津市東矢倉三丁目滋賀医科大学教職員宿舍および滋賀県立成人病センター草津職員宿舍地先におけるボーリング柱状図、調査位置図	土木交通部	建築課	部分公開	H13.9.21	1号(氏名)
95	H13.9.6	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設、所在地、電話番号の分かる一覧表(今津保健所管内)	平成13年9月現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設の情報(施設名、所在地、電話番号)	湖西地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.10	
96	H13.9.7	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設、所在地、電話番号の分かる一覧表(彦根保健所管内)	公衆浴場の許可一覧(平13.9.1現在) 施設名、所在地、電話番号	湖東地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.17	
97	H13.9.7	平成13年9月1日現在、公衆浴場法に基づく許可を受けている施設、所在地、電話番号の分かる一覧表(長浜保健所管内)	公衆浴場法に基づく許可を受けている施設名、所在地、電話番号の分かる一覧(平成13年9月1日現在、長浜保健所管内)	湖北地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.11	
98	H13.9.10	湖南流域下水道の地質調査書(柱状図とその位置を示すもの)	湖南中部処理区幹線管渠工事地質調査書(形状図と位置図) 【瀬田幹線、草津幹線】 【粟東南幹線 接続点NO.51~NO.52】 【湖南幹線 接続点NO.39~NO.46 接続点NO.38-2~NO.39-2】	琵琶湖環境部	湖南中部流域下水道事務所	部分公開	H13.9.25	1号(氏名、印影)
99	H13.9.10	平成13年9月10日現在、営業許可を受けている乳類販売業(固定店舗、自動販売機)の所在地、名称、申請者がわかる一覧(水口保健所管内)	平成13年9月10日現在、営業許可を受けている乳類販売業(固定店舗、自動販売機)の所在地、名称、申請者がわかる一覧(水口保健所管内)	甲賀地域振興局地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.19	
100	H13.9.11	近江町、山東町に掛かる試掘権()の設定に関する内容	近江町、山東町、伊吹町に掛かる試掘権()の設定に関する内容	湖北地域振興局環境農政部	森林整備課	公開	H13.9.14	
101	H13.9.11	平成13年度教科用図書選定審議会会議録及び資料				取下げ		

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
102	H13.9.12	平成 年 月 日に、株式会社 (以下「 」) から、滋賀県薬事指導所(長) に対してなされた、医薬品() の検査依頼書及び付属書類 上記の依頼に対して、滋賀県薬事指導所が行った検査結果の平成 年 月 日付通知書並びにその根拠となったデータ等の各種資料 上記の依頼に関して滋賀県薬事指導所から に対して発せられた文書及び から滋賀県薬事指導所に対して提出された回答書その他の文書	平成 年 月 日に、株式会社 (以下「 」) から、当所に対してなされた、医薬品() の検査依頼書及び付属書類 上記の依頼に対して、当所が行った検査結果の平成 年 月 日付通知書並びにその根拠となったデータ等の各種資料 上記の依頼に関して当所から に対して発せられた文書及び から当所に対して提出された回答書その他の文書	健康福祉部	薬事指導所	部分公開	H13.10.12	不存在(付属書類等) 2号(検査結果)、不存在(基礎データ) 不存在
103	H13.9.13	草津高等技術専門学校、玉川高校、県立文化芸術会館(草津市)におけるボーリングデータ(柱状図、調査位置図のみ)	草津高等技術専門学校、玉川高校、県立文化芸術会館(草津市)におけるボーリングデータ(柱状図、調査位置図)	土木交通部	建築課	部分公開	H13.9.21	1号(氏名)
104	H13.9.14	滋賀県愛知郡愛知川町大字 字 有限会社 店舗廃業許可証	滋賀県愛知郡愛知川町 有限会社 の店舗()の廃業済許可証	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.14	
105	H13.9.14	草津保健所生活衛生課食品監視担当の所管する集団給食施設の一覧表(住所、施設の名称、電話番号)	草津保健所生活衛生課食品監視担当の所管する集団給食施設の一覧表(住所、施設の名称、電話番号)	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.21	
106	H13.9.17	公有財産審議会 2001年7月17日の議事録及び提出資料一式(木の岡町の土地買取の件)	公有財産審議会 2001年7月17日の議事録及び提出資料一式(木の岡町の土地買取の件)	総務部 土木交通部	財政課 監理課用地対策室	部分公開	H13.10.2	1号(印影)
107	H13.9.20	平成 年発行 愛知川町 営業許可書(廃業済)	滋賀県愛知郡愛知川町 「 」の廃業済許可証	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.9.21	
108	H13.9.25	建設業許可業者名簿 <平成13年4月分~平成13年9月分>	建設業許可業者名簿 (平成13年4月分~平成13年9月分)	土木交通部	監理課	公開	H13.10.2	
109	H13.9.26	高校を設置している学校法人の財務三表とその内訳表、明細表(平成10年~12年度分)	学校法人 の計算書類(平成10年度~平成12年度分)	総務部	総務課	部分公開	H13.10.9	2号(借入先別明細、基本金内容)
110	H13.9.26	甲賀郡 町 ()地区確定図(其の2)のうち開拓地増反者配分図	甲賀郡 町 ()地区確定図(其の2)のうち開拓地増反者配分図	農政水産部	農政課	部分公開	H13.10.5	1号(氏名)
111	H13.10.2	特定施設設置届出書による承継届出書(有)	(有) の承継届出書	湖西地方振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.10.11	2号(印影、承継の原因)
112	H13.10.2	(財) の平成10~12年度事業報告書と決算書(収支計算書、貸借対照表、財産目録)	(財) の平成10~12年度事業報告書と決算書(収支計算書、貸借対照表、財産目録)	健康福祉部	健康対策課	公開	H13.10.9	
113	H13.10.3	別添付図面の土質調査報告書	土質調査報告書 愛東東幹線高野瀬工区、甲良幹線川瀬馬場工区、多賀幹線高宮1工区、多賀幹線高宮2工区、多賀幹線土田工区、彦根第二幹線外町から東沼波工区、彦根第二幹線高宮から南川瀬工区	琵琶湖環境部	東北部流域下水道事務所	部分公開	H13.10.18	1号(氏名、印影)
114	H13.10.5	家庭系、事業所系特定事業所の所在地、排水量およびSS濃度(98年度、99年度、2000年度のデータ)	家庭系、事業所系特定事業所の所在地、排水量およびSS濃度(98年度、99年度、2000年度のデータ)	琵琶湖環境部	環境政策課	部分公開	H13.10.16	6号(指導中の事業所データ)
115	H13.10.10	町で計画されている 場に関する書類一切 例:大規模土地取引等に関する事前指導要綱に基づき業者が提出した書類				取下げ		
116	H13.10.22	琵琶湖の 沖合に設置された「えり」に係る操業の免許申請に関する申請書類一式及び免許書 上記「えり」に対する琵琶湖の占有許可申請書類一式及び許可書	琵琶湖の 沖合に設置された「えり」に係る操業の免許申請に関する申請書類一式及び免許書	農政水産部	水産課	部分公開	H13.11.1	2号(議事録抄本、法人印影)

収受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
			琵琶湖の 沖合に設置された「えり」に対する琵琶湖の占有許可申請書類一式及び許可書	土木交通部	河港課	部分公開	H13.11.6	2号(法人印影)
117	H13.10.22	に係る ・平成 年 月の更新許可申請書類及び許可書の写し ・営業停止処分に関する書類一式	に係る ・平成 年 月の更新許可申請書類及び許可書の写し ・営業停止処分に関する書類一式	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.11.13	1号(氏名、住所、生年月日、住民票等) 2号(印影、住所、名称、取引先名称等)
118	H13.10.22	に係る ・平成 年度に県が に発注した委託業務に係る仕様書 ・契約書と成果物と現場記録	に係る ・平成 年度に県が に発注した委託業務に係る仕様書 ・契約書と成果物と現場記録	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.11.13	1号(氏名、印影) 2号(印影)
119	H13.10.22	に係る平成 年 の施設変更許可に関わる厚生省との協議書類	に係る平成 年 の施設変更許可に関わる厚生省との協議書類	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H13.11.13	不存在
120	H13.10.22	に係る平成 年 月~平成 年 月 日までの指導記録	に係る平成 年 月~平成 年 月 日までの指導記録	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.11.13	1号(氏名) 2号(印影)
121	H13.10.22	に係る ・平成 年 月 日採取の検体のダイオキシン組成分析結果 ・平成 年 月 日採取したガスの定量分析結果	に係る ・平成 年 月 日採取の検体のダイオキシン組成分析結果 ・平成 年 月 日採取したガスの定量分析結果	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.11.13	
122	H13.10.22	に係る ・地元自治会と が結んだ協定書等(の申請書の中に明記されている地元自治会と が結んだ協定書等)	に係る ・地元自治会と が結んだ協定書等 ・ の申請書の中に明記されている地元自治会と が結んだ協定書等	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H13.11.13	不存在
123	H13.10.22	処分場に係る県調査委員会の議事録又はテープ	処分場に係る県調査委員会の議事録又はテープ	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H13.11.13	不存在
124	H13.10.22	に係る警報器発報に関する からの報告書	に係る警報器発報に関する からの報告書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.11.13	1号(氏名) 2号(印影)
125	H13.10.22	栗原地先処理システム施設整備計画において、1日の処理量が産業廃棄物100トン、一般廃棄物200トンとされる根拠となるデータを含む文書	栗原地先処理システム施設整備計画において、1日の処理量が産業廃棄物100トン、一般廃棄物200トンとされる根拠となるデータを含む文書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.11.2	
126	H13.10.22	平成13年度実施の県内800排出事業者対象産廃発生量等アンケートの集計結果、一覧表 特に市町村別内訳	平成13年度実施の県内800排出事業者対象産廃発生量等アンケートの集計結果、一覧表等 特に市町村別内訳	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H13.11.2	不存在(一覧表、市町村別内訳)
127	H13.10.22	滋賀県廃棄物問題市町村懇談会における平成12年及びそれ以降の議事録、配布資料等	滋賀県廃棄物問題市町村懇談会における平成12年度及びそれ以降の議事録、配布資料等	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.11.2	
128	H13.10.22	大津湖南7市町広域処理システム関係市町協議会における平成13年4月およびそれ以降の議事録、配布資料等	大津湖南7市町広域処理システム関係市町協議会における平成13年4月およびそれ以降の議事録、配布資料等	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.11.2	
129	H13.10.22	申請者 (株) 許可日平成 年 月 日滋賀県普通河川等取締条例許可申請書4条、5条一式 許可日平成 年 月 日滋賀県普通河川等取締条例変更許可申請書4条、5条一式	申請者 株式会社 許可日平成 年 月 日滋賀県普通河川等取締条例許可申請書第4条、第5条一式 許可日平成 年 月 日滋賀県普通河川等取締条例変更許可申請書第4条、第5条一式	湖東地域振興局 建設管理部	管理建築課	部分公開	H13.11.2	1号(住所、氏名、土地所有者、地目、地積、印影) 2号(法人その他団体住所、氏名、印影)
130	H13.10.30	町で計画されている 場に関する大規模土地取引事前指導申出に関する書類のうち次のもの 申出書 県から申出者への通知文書 町への意見書 通知受理書	町で計画されている 場に関する大規模土地取引事前指導申出に関する書類のうち次のもの 申出書 県から申出者への通知文書 町の意見書 通知受理書	企画県民部	土地対策課	部分公開	H13.11.2	1号(氏名、印影等) 2号(団体名、雇用人数、税込金額、資金計画等)

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
131	H13.11.1	町で計画されている 場に関する大規模土地取引事前指導に関する書類のうち次のもの 申出書 県から申出者への通知文 町の意見書 申出者の通知受理書	町で計画されている 場に関する大規模土地取引事前指導に関する書類のうち次のもの 申出書 県から申出者への通知文 町の意見書 申出者の通知受理書	企画県民部	土地対策課	部分公開	H13.11.2	1号(氏名、印影等) 2号(団体名、雇人数、税込金額、資金計画等)
132	H13.11.9	及び の平成11年度分政治資金収支報告書	および の政治資金収支報告書(平成11年)	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	公開	H13.11.9	
133	H13.11.13	飲食 理美容 平成13年度受付簿	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿(平成13年度)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.11.15	
134	H13.11.14	別添付図面<東北部処理区(その1)愛東西幹線の一部>土質調査報告書	土質調査報告書 愛東西幹線賀田山工区・稲里工区・彦富工区	琵琶湖環境部	東北部流域下水道事務所	部分公開	H13.11.20	1号(個人名、印影)
135	H13.11.15	平成 年 月 日付、信楽町大字 地先における柵による林地開発行為、変更届出書、排水関係の書類(事業区域外)	平成 年 月 日付け信楽町大字 地先における柵による林地開発行為変更届出書のうち事業区域外における排水関係に係る書類	琵琶湖環境部	森林保全課	部分公開	H13.11.21	1号(個人名、住所、印影) 2号(法人名、住所、印影)
136	H13.11.15	の産業廃棄物処理実績報告書 平成10年度～平成12年度までの分	の産業廃棄物処理の実績報告書 平成10年度～平成12年度までの分	東近江地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.11.27	不存在(10年度分) 2号(取引先の氏名・名称、印影)
137	H13.11.16	2001年8月～10月に支出した首長交際費 支出金調書、現金出納簿	2001年8月～10月に支出した知事の交際費に関する経費支出伺、支出整理表、支出負担行為兼支出命令決議書、資金前渡請求書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、支出証明書、交際費支出伺、支出証拠書類、現金出納簿	直屬	秘書課	部分公開	H13.11.30	1号・2号(振込先の金融機関名、預金種別、口座番号、印影) 1号(従業員氏名、見舞いの相手方)
138	H13.11.16	2001年9月から10月に行われた定例部長会議の議事録、提出資料	2001年9月から10月に行われた定例部長会議の議事録・提出資料	企画県民部	企画課	公開	H13.12.3	
139	H13.11.16	2000年4月～2001年10月間の議会費で行う宿泊を伴う国内、海外視察に関する企画・立案から費用の支出、精算、報告に関する一切の資料	2000年4月から2001年10月までの宿泊を伴う国内、海外視察に関する旅行命令簿、支出負担行為決議書、支出命令決議書、支出負担行為兼支出命令決議書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、見積書、請求書、領収書、回議書および報告書	議会	議会事務局 総務課	部分公開	H13.11.27	1号(職員の住所、職員番号) 1・2号(債権者の預金口座等、印影)
140	H13.11.16	2001年4月～10月に支出した運転免許費の委託料(交通安全協会に関するもの) 予算積算根拠(財政課)、支出明細(出納局)	平成13年4月～10月に支出した運転免許経費のうち、財団法人滋賀県交通安全協会に業務を委託している次の委託料に係る平成13年度予算積算根拠 原付講習委託料、運転免許証更新講習委託料、停止処分講習委託料、運転免許事務委託料、運転免許証更新通知事務委託料、違反者講習委託料 2001年4月から10月に支出した運転免許費の委託料(交通安全協会に関するもの)の支出明細	総務部	財政課	部分公開	H13.11.29	1号(職員氏名、年齢、役職名)
141	H13.11.20	大津市 の契約に係る からの提出文書	大津市 の契約に係る からの提出文書	土木交通部	住宅課	部分公開	H13.12.5	1号(住所、氏名、印影、考え・感情、財産) 2号(住所、名称、印影、財産) 4号(調停申立書、課税証明書等)
142	H13.11.28	及び の政治資金収支報告書(平成12年)	および の政治資金収支報告書(平成12年)	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	公開	H13.12.3	
143	H13.11.29	倉庫建築に係る確認申請書(付属添付図書を除く)および建築計画概要書	倉庫建築に係る確認申請書(付属添付図書を除く。)および建築計画概要書	土木交通部	住宅課	部分公開	H13.12.4	1号(氏名、印影) 2号(印影)
144	H13.11.29	宇曽川中継ポンプ場の竣工図、土質調査のボーリング柱状図及び位置図	宇曽川中継ポンプ場の土質調査報告書 柱状図、位置図および竣工図	琵琶湖環境部	東北部流域下水道事務所	部分公開	H13.12.12	1号(氏名、印影)

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
145	H13.12.3	県道18号線の狼川にかかる新狼川橋 県道26号線の狼川にかかる新狼川橋 に係るボーリング調査のデータ(調査位置図、柱状図のみ)	県道18号線の狼川にかかる新狼川橋 県道26号線の狼川にかかる新狼川橋 に係るボーリング調査のデータ(調査位置図、柱状図のみ)	湖南地域振興局 建設管理部	河川砂防課	部分公開	H13.12.17	不存在(県道26号線に係るデータ)
146	H13.12.4	政治資金収支報告書 別紙「政治団体収支報告書の写し作成対象者一覧表」に掲げる団体について < に係る団体の平成12年分収支報告書の写し >	別紙の政治団体に係る政治資金収支報告書(平成12年分) < に係る団体の平成12年分収支報告書の写し >	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	公開	H13.12.11	
147	H13.12.5	平成13年度 食品、理容、美容受付簿	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿(平成13年度)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.12.6	
148	H13.12.11	八日市保健所管内の事業所管内 料飲店営業、理・美容所事業主氏名、屋号、所在地(自販機除く。)<平成12年1月1日~平成13年11月30日までに許可確認した施設>	飲食店営業(自販機を除く)、理美容所(屋号、所在地、事業主氏名) (滋賀県八日市保健所管内分) (平成12年1月1日~平成13年11月30日までに許可確認した施設)	東近江地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.12.13	
149	H13.12.13	1999年度及び2000年度の県内の県立学校及び公立小中学校の教職員に対する処分(懲戒処分に当たらない交通事故を除く)の概要のわかる文書	1999年度及び2000年度の県内の県立学校及び公立小中学校の教職員に対する処分(懲戒処分に当たらない交通事故を除く)の概要のわかる文書	教育委員会	教職員課	部分公開	H13.12.28	1号(氏名、年齢、住所、所属、職名等) 6号(事務の円滑な実施を困難にする情報)
150	H13.12.14	・ 株式会社に係る産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び許可書一式と特別産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び許可書一式 ・ 上記に係る変更届書一式	・ (株)に係る産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び許可書一式と特別産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び許可書一式 ・ 上記に係る変更届書一式	甲賀地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H13.12.27	1号(氏名、履歴、本籍、資格、住所等) 2号(委託契約の氏名、金額等)
151	H13.12.17	第34期、35期滋賀地方労働委員会委員の中、労働者委員について被推薦者から任命に至る過程における審議、内容及び決定理由が明らかな文書	第34期および第35期滋賀県地方労働委員会委員の任命についての文書の内、労働者委員任命に至る過程での審議内容と選任理由	商工観光労働部	労政能力開発課	部分公開	H13.12.28	1号(非任命者氏名)
152	H13.12.17	農産物集荷場新築工事に係る確認申請書の添付図書(構造計算書に係る部分を除く)	農産物集荷場新築工事に係る確認申請書の添付図書(構造計算書に係る部分を除く。)	土木交通部	住宅課	部分公開	H14.1.23	1号(印影)
153	H13.12.17	県道2号線の日野川にかかる仁保橋 県道48号線の日野川にかかる桐原橋 国道477号線の日野川にかかる古川橋 八幡高校、八幡商業高校、八幡工業高校、八幡養護学校に係るボーリング調査のデータ(調査位置図、柱状図のみ)	滋賀県立八幡高校、八幡商業高校、八幡工業高校、八幡養護学校に係るボーリング調査データ(柱状図、調査位置図) 県道2号線の日野川にかかる仁保橋 県道48号線の日野川にかかる桐原橋 国道477号線の日野川にかかる古川橋 に係るボーリング調査のデータ(調査位置図、柱状図のみ)	土木交通部 東近江地域振興局 建設管理部	建築課 河川砂防課	部分公開 部分公開	H13.12.28 H13.12.28	1号(氏名) 1号(氏名) 不存在
154	H13.12.17	広域処理システム整備計画関係市町等協議会第3回会合(平成13年10月~12月の間に開催)の配布資料および議事録	広域処理システム整備計画関係市町等協議会第3回会合の配布資料および議事録	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.12.28	
155	H13.12.17	野洲町 ビル 階 の食品営業許可申請書に添付された営業設備の概要(施設の平面図)	野洲郡野洲町 ビル 階 の食品営業許可申請書に添付された営業設備の概要(施設の平面図)	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.12.19	
156	H13.12.19	広域処理システム整備計画関係市町等協議会第3回議事概要及び会議資料	広域処理システム整備計画関係市町等協議会第3回議事概要および会議資料	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H13.12.28	
157	H13.12.19	栗東市 及び の旅館業許可申請書に添付された施設の配置図及び施設の構造設備を明らかにした図面	栗東市 及び の旅館業許可申請書に添付された施設の配置図、施設の構造設備を明らかにした図面	湖南地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H13.12.28	

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
158	H13.12.26	平成8年度分から平成12年度分の地方公務員制度実態調査中の分限処分・懲戒処分に関する部分	平成8年度分から平成12年度分の地方公務員制度実態調査中の分限処分・懲戒処分に関する部分	総務部	市町村振興課	部分公開	H14.1.9	1号(個人識別情報)
159	H13.12.27	平成 年 月 日に提出 農地法第5条第1項に基づく許可申請書一式 米原町 番地の土地	農地法第5条第1項許可申請書一式	湖北地域振興局 環境農政部	農業振興課	部分公開	H14.1.11	1号(氏名、住所、年齢、職業、印影、資金調達計画) 2号(賃貸借料金等)
160	H13.12.27	・開発事業計画届出書の付加条件に対する協議の確認について 宅地造成開発 彦根 他 (株)の簿冊 ・開発事業計画届出書の付加条件に対する協議の確認について 開発事業 彦根市 (株)の簿冊	・開発事業計画届出書の付加条件に対する協議の確認について 宅地造成開発 彦根 他 (株)の簿冊 ・開発事業計画届出書の付加条件に対する協議の確認について 開発事業 彦根市 (株)の簿冊	土木交通部	河港課	部分公開	H14.1.29	1号(住所、氏名、写真、地番、地目、地積等) 2号(住所、名称、経営管理情報、印影)
161	H14.1.9	平成13年度 食品、理容、美容受付簿	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿(平成13年度)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H14.1.10	
162	H14.1.11	平成13年9月滋賀県議会のすべての常任委員会および琵琶湖保全・産業振興対策特別委員会並びにびわこ空港交通対策特別委員会の要録	平成13年滋賀県議会9月定例会中に開催された全ての常任委員会および琵琶湖保全・産業振興対策ならびにびわこ空港・交通対策特別委員会の会議要録	議会	議会事務局 議事調査課	公開	H14.1.28	
163	H14.1.11	昭和38年3月20日付け滋管第114号 公有水面埋立免許変更承認および期間の伸長許可申請の内添付図面	昭和38年3月20日付け、滋賀県知事申請公有水面埋立免許変更承認および期間の伸長許可申請書に添付図面	土木交通部	河港課	公開	H14.1.21	
164	H14.1.15	知事の資産等報告書及び補充等報告書(平成10年10月~平成13年4月報告分)	平成10年10月に報告のあった滋賀県知事の資産等報告書 平成11年4月から平成13年4月に報告のあった滋賀県知事の資産等補充報告書	直屬	広報課	公開	H14.1.15	
165	H14.1.21	特定動物(ニホンザル)の飼養の許可、届出書及びその添付書類(平成9年~13年直近まで) 上記許可に関わる許可書の写し	特定動物(ニホンザル)の飼養の許可、届出書及びその添付書類(平成9年~13年直近まで) 上記許可に関わる許可書の写し	健康福祉部	動物保護管理センター	部分公開	H14.2.12	1号(申請者氏名、住所、印影、位置図等) 2号(印影)
166	H14.1.21	ニホンザルの飼養許可申請書及びその添付書類 上記に関する許可書の写し(平成9年~平成13年直近まで)	ニホンザルの飼養許可申請書及びその添付書類 上記に関する許可書の写し(平成9年度~平成12年度)	琵琶湖環境部	自然保護課	部分公開	H14.2.5	2号(法人の印影)
167	H14.1.23	平成 年に県知事が 団地開発業者 社長宛に文書指導した土地区画整理事業終了届提出指導文書	平成 年 月 日付け滋都計第 号 土地区画整理事業に係る事業の終了認可についての写し	土木交通部	都市計画課	公開	H14.1.30	
168	H14.1.23	昭和59年~平成13年度までの県水供給に関わる協定書(受水3町)	昭和59年度から平成13年度までの県水供給に関わる協定書(東南部上水道供給事業甲賀地区受水3町)	公営企業管理者	企業庁総務課	公開	H14.2.1	
169	H14.1.24	道路の区域変更・供用開始告示の図面(別添のとおり) <八日市下二俣町、近江八幡市長田町、水口町水口、蒲生町川合、草津市北山田町、大津市葛川坊村町、野洲町辻地先等>	道路の区域変更、供用開始告示図面(別添のとおり)	土木交通部	道路課	公開	H14.1.28	
170	H14.1.30	委員の解職具申に関して県が関係者に対して行った聴取調査の概要が記載されている公文書	委員の解職具申に関して県が関係者に対して行った聴取調査の概要が記載されている公文書	健康福祉部	健康福祉政策課	部分公開	H14.2.6	1号(氏名)
171	H14.1.30	(財) 決算報告書(直近)	(財) 決算報告書	健康福祉部	障害福祉課	部分公開	H14.2.14	1号(署名、印影) 2号(取引先金融機関名)
172	H14.2.1	宗教法人 規則	宗教法人 規則	総務部	総務課	部分公開	H14.2.5	1号(責任役員氏名) 2号(印影)
173	H14.2.1	平成13年12月定例会中の健康福祉商工観光労働常任委員会の会議要録	平成13年滋賀県議会12月定例会中に開催された健康福祉商工観光労働常任委員会の会議要録	議会	議会事務局 議事調査課	公開	H14.2.15	

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主 務 課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
174	H14.2.1	平成12年観光入込客統計調査に係る長浜市および土山町の調査地点の名称	平成12年滋賀県観光入込客統計調査に係る長浜市および土山町の調査地点の名称	商工観光労働部	商工観光政策課 観光振興室	公開	H14.2.15	
175	H14.2.1	県が管理する道路を占有している標識一覧表 (EXCEL形式またはアクセス形式)	滋賀県管理道路を占有している標識一覧表 (MS-EXCEL形式またはMS-ACCESS形式)	土木交通部	道路課	非公開	H14.2.6	1号(個人識別情報)など 7条1項(分離困難)
176	H14.2.5	平成13年度 食品・理美容受付簿	彦根保健所管内 理容所・美容所・食品関係受付簿(平成13年度)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H14.2.7	
177	H14.2.7	にかかるとかかる県調査委員会の議事録又はテープ	にかかるとかかる県調査委員会の議事録又はテープ	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.2.22	不存在
178	H14.2.7	にかかると地元自治会とが結んだ協定書等 ・地元自治会との申請書の中に明記されている地元自治会とが結んだ協定書等	にかかると地元自治会とが結んだ協定書等 ・地元自治会との申請書の中に明記されている地元自治会とが結んだ協定書等	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.2.22	不存在
179	H14.2.7	にかかるとかかる平成 年 社施設変更許可にかかわる厚生省との協議書類	にかかるとかかる平成 年 の施設変更許可にかかわる厚生省との協議書類	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.2.22	不存在
180	H14.2.7	の平成 年 月 日の更新許可書以後に提出された産業廃棄物処分業変更届書	の平成 年 月 日の更新許可書以後に提出された産業廃棄物処理業変更届書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H14.2.22	2号(印影)
181	H14.2.7	にかかるとかかる県調査委員会に県が提出した書類	にかかるとかかる県調査委員会に県が提出した書類	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H14.2.22	1号(氏名)
182	H14.2.8	建設業許可業者名簿(平成13年10月分~平成14年1月分)	建設業許可台帳(平成13年10月~平成14年1月新規許可分)	土木交通部	監理課	公開	H14.2.15	
183	H14.2.8	平成13年度青土ダム管理事務所にかかるとかかる清掃委託業者名および委託金額がわかる資料	平成13年度青土ダム管理事務所にかかるとかかる清掃委託業者名および委託金額がわかる資料	甲賀地域振興局 建設管理部	総務経理課	公開	H14.2.21	
184	H14.2.8	平成10年度から平成13年12月までの知事交際費の現金出納簿及び現金支出されていない交際費に係る支出がわかる書類、並びに年間予算額と年間執行額がわかる書類	・平成10年4月~平成13年12月に支出した知事の交際費に関する現金出納簿、生花代等の支出に係る交際費支出 ・平成10年度~平成13年度の予算に関する説明書、予算見積書 ・平成10年度~平成12年度の決算事項別明細書 ・平成13年12月末現在の歳出予算差引整理表	直 属	秘書課	部分公開	H14.2.25	1号(相手方、支払金額、支払年月日等) 6号(相手方)
185	H14.2.8	平成 年 月 日以降現在までの間に 株式会社社長 氏より滋賀県知事に提出された文書	平成 年 月 日以降現在までの間に、 株式会社社長 氏より、滋賀県知事に提出された文書	土木交通部	都市計画課	非公開	H14.2.25	不存在
186	H14.2.12	第二名神の滋賀県内買収地域のうち、下記地点に関する地域別、地目別基準単価(円/平米) 大津市、草津市、信楽町、甲南町、甲賀町、土山町の各市町の2地点 これらの算出根拠を示す書類	第二名神の滋賀県内買収地域のうち、下記地点に関する地域別、地目別基準単価(円/平米) 大津市、草津市、信楽町、甲南町、甲賀町、土山町の各市町の2地点 これらの算出根拠を示す書類	土木交通部	道路課 高速道路対策室	非公開	H14.2.27	6号イ(用地交渉事務)
187	H14.2.14	県管理道路路線別実延長一覧表(H13.4.1)および平成13年4~12月に供用開始の告示一覧表	県管理道路路線別実延長一覧表(H13.4.1)および平成13年4~12月の供用開始の告示一覧表	土木交通部	道路課	公開	H14.2.21	
188	H14.2.19	「栗原地先処理システム」に関する事前の資料に提示された資料一式	「栗原地先処理システム」に関する事前の資料に提示された資料一式	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H14.3.5	

収受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
189	H14.2.21	平成13年9月13日に実施されたびわこ空港交通対策特別委員会の県内行政調査報告書	平成13年9月13日に実施されたびわこ空港・交通対策特別委員会の県内行政調査結果報告書	議会	議会事務局 議事調査課	公開	H14.3.5	
190	H14.2.25	湖北管内美容所一覧(最新版)	湖北管内美容所一覧	湖北地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H14.3.5	
191	H14.2.25	有限会社(事業所名)飲食店(2店舗)その他の公衆浴場業美容所各廃止届(平成年月届出)				取下げ		
192	H14.2.27	「」に係る平成12年分の政治資金収支報告書	「」に係る平成12年度分の政治資金収支報告書	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	公開	H14.3.1	
193	H14.3.1	次の団体に係る平成10年から平成12年分の政治資金収支報告書	次の団体に係る平成10年から平成12年分の政治資金収支報告書	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	公開	H14.3.4	
194	H14.3.4	平成年月日付への指導文書	平成年月日付け(株)への指導文書	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	公開	H14.3.12	
195	H14.3.4	地先産業廃棄物処分業許可申請書(有)の申請書類一式 当該事業場の地番について施設の処理能力について臭い騒音の対策について隣地の同意が必要であったかの関係書類について	(有)の産業廃棄物処分業許可申請書	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	部分公開	H14.3.12	1号(氏名、生年月日、住所、印影等) 2号(業者名、許可番号、処理場所等)
196	H14.3.4	県立長浜ドームにおける平成14年度分特例使用および一般使用申込にかかる書類の全ておよび許可不許可にかかる書類の全て	県立長浜ドームにおける平成14年度分、特例使用および一般使用申込にかかる書類の全ておよび許可不許可にかかる書類の全て	教育委員会	保健体育課	部分公開	H14.3.18	不存在(一般使用申込に係る書類)
197	H14.3.6	平成13年度飲食店理美容受付簿	彦根保健所管内理容所・美容所・食品関係受付簿(平成13年度)	湖東地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H14.3.8	
198	H14.3.6	湖北管内平成14年1月以後新規認定された食品営業許可施設一覧(氏名、営業名称、所在地、業種、許可年月日)	食品営業許可施設一覧 ・当初許可年月日が平成14年1月1日から3月6日までの長浜保健所管内分 ・申請者氏名、営業所名称、施設所在地、業種、当初許可年月日	湖北地域振興局 地域健康福祉部	生活衛生課	公開	H14.3.12	
199	H14.3.7	・平成6年～平成13年2月までの志賀町栗原地先処理システム施設整備について土地決定に関するプロセスについての書類 ・平成年月日での説明会の復命書	・平成6年度～平成13年2月までの志賀町栗原地先処理システム施設整備について、土地決定に関するプロセスについて ・平成年月日での説明会の復命書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.3.19	不存在
200	H14.3.11	平成年月日付より知事宛文書(廃棄処分場増設に伴う都市計画法上等の手續きについて)	平成年月日付より、知事あて文書(廃棄処分場増設に伴う都市計画法上等の手續きについて)	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H14.4.9	1号(個人に関する情報) 2号(印影)
201	H14.3.11	・Sより所在地に一部排水路として使用する代表者同意書 ・H流末のへの放流同意書行政区長 ・H文書知事宛文書確約書	・Sより所在地に一部排水路として使用する代表者同意書 ・H流末の放流同意書行政区長 ・H文書、知事あて確約書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H14.3.25	1号(住所、氏名) 2号(印影)
202	H14.3.13	栗原地先処理システム(産廃焼却)にかかる鳥瞰図(イメージ図)及びこの図書を作製した時の基礎データ全て(平面図を含む)	栗原地先処理システム(産廃焼却)にかかる鳥瞰図(イメージ図)およびこの図書を作製した時の基礎データ全て(平面図を含む)	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H14.3.26	
203	H14.3.13	2回の対話集会の議事録概要の基となったデータ全て	2回の対話集会の議事録概要の基となったデータ全て	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.3.26	不存在

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主務課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
204	H14.3.13	県公報告示の道路の供用開始に関する平面図(添付) < 三津彦根線(彦根市蓮台町地先) 三津彦根線 (彦根市川瀬馬場町~彦根市蓮台寺町地先)>	県公報告示の道路の供用開始に関する平面図(添付のと おり)	土木交通部	道路課	公開	H14.3.15	
205	H14.3.13	(有) の産業廃棄物処分業許可申請書 処分業 の許可書及び関係書類	(有) の産業廃棄物処分業許可申請書	湖南地域振興局 環境農政部	環境森林整備課	部分公開	H14.3.20	1号(氏名、生年月日、住所、印影 等) 2号(業者名、許可番号等)
206	H14.3.15	H14予算廃棄物処理施設整備促進事業費のうち廃棄物処 理施設整備事業促進市町村交付金の内訳 同 環境事業公社等事業促進費のうち滋賀県環境事業公 社貸付金の使途及び根拠	H14予算廃棄物処理施設整備促進事業費のうち、廃棄物 処理施設整備事業促進市町村交付金の内訳 同 環境事業公社等事業促進費のうち、滋賀県環境事業 公社貸付金の使途及び根拠	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	部分公開	H14.3.29	6号(市町村交付金、環境事業公社 貸付金根拠)
207	H14.3.15	志賀町栗原地先の土地の選定に関する書類全て(へ の説明会の議事録、議会にはかかる際書類、その他)	志賀町栗原地先の土地の選定に関する書類全て(へ の説明会の議事録、議会にはかかる際書類、その他)	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H14.3.29	
208	H14.3.15	建築基準法51条にかかる(有) の建築許可申請 書の内、同意書及び配置図その他の建築図面	(有) の建築基準法第51条に基づく建築許可申 請書に係る周辺住民の同意書および配置図兼平面図	土木交通部	住宅課	部分公開	H14.3.27	1号(個人名、印影) 2号(印影)
209	H14.3.20	廃棄物広域処理システム構想に関する報告書	廃棄物広域処理システム構想に関する報告書	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	公開	H14.3.26	
210	H14.3.26	建設省所管公共用財産用途廃止申請書 昭和 年 月 日付 申請分	建設省所管公共用財産用途廃止申請書 (昭和 年 月 日付け 申請分)	湖西地域振興局 建設管理部	管理建築課	部分公開	H14.4.4	1号(住所、氏名、電話番号、印 影)
211	H14.3.26	平成13年度に県が行った のダイオキシン調査	平成13年度に県が行った のダイオキシン調査	東近江地域振興局 環境農政部	環境課	部分公開	H14.4.5	1号(氏名、印影)
212	H14.3.26	栗原地先処理システムにかかる鳥瞰図を作製した時の立 面等の高さにかかわる全てのデータ(資料)	栗原地先処理システムにかかる鳥瞰図を作製した時の立 面等の高さにかかわる全てのデータ	琵琶湖環境部	廃棄物対策課	非公開	H14.3.29	不存在
213	H14.3.28	土木交通部執行の平成12、13年度の入札結果調書のうち (株) が落札した調書の写し	土木交通部執行の平成12、13年度の入札結果調書のうち 株式会社 が落札した調書の写し	土木交通部	監理課	公開	H14.4.5	
214	H14.3.28	湖南地域振興局建設管理部執行の平成12、13年度の入札 結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	湖南地域振興局建設管理部執行の平成12・13年度の入札 結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	湖南地域振興局 建設管理部	総務経理課	公開	H14.4.4	
215	H14.3.28	大津土木事務所執行の平成12、13年度の入札結果調書の うち(株) が落札した調書の写し	大津土木事務所執行の平成12、13年度の入札結果調書の うち、(株) が落札した調書の写し	土木交通部	大津土木事務所 管理建築課	公開	H14.4.3	
216	H14.3.28	甲賀地域振興局建設管理部執行の平成12、13年度の入札 結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	甲賀地域振興局建設管理部執行の平成12・13年度の入札 結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	甲賀地域振興局 建設管理部	総務経理課	公開	H14.4.5	
217	H14.3.28	東近江地域振興局建設管理部執行の平成12、13年度の入 札結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	東近江地域振興局建設管理部執行の平成12・13年度の入 札結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	東近江地域振興局 建設管理部	総務経理課	非公開	H14.4.1	不存在
218	H14.3.28	湖東地域振興局建設管理部執行の平成12、13年度の入札 結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	湖東地域振興局建設管理部執行の平成12・13年度の入札 結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	湖東地域振興局 建設管理部	総務経理課	非公開	H14.3.29	不存在
219	H14.3.28	湖北地域振興局長浜建設管理部執行の平成12、13年度の 入札結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	湖北地域振興局長浜建設管理部執行の平成12・13年度の 入札結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	湖北地域振興局 長浜建設管理部	総務経理課	非公開	H14.4.2	不存在

收受番号	請求年月日	請求内容	対象公文書名	実施機関(部局)	主 務 課	決定内容	決定年月日	非公開理由等
220	H14.3.28	湖北地域振興局木之本建設管理部執行の平成12、13年度の入札結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	湖北地域振興局木之本建設管理部執行の平成12・13年度の入札結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	湖北地域振興局 木之本建設管理部	総務経理課	非公開	H14.4.3	不存在
221	H14.3.28	湖西地域振興局木之本建設管理部執行の平成12、13年度の入札結果調書のうち(株) が落札した調書の写し	湖西地域振興局建設管理部執行の平成12、13年度の入札結果調書のうち、(株) が落札した調書の写し	湖西地域振興局 建設管理部	総務経理課	非公開	H14.4.2	不存在
222	H14.3.29	野洲川地区北流工区小浜第6工事仕様書 工事施工損害前と後	野洲川地区北流工区小浜第6工事の仕様書 (工事施工損害前と後)	湖南地域振興局 環境農政部	田園整備課	部分公開	H14.4.12	6号(単価および金額(設計条件およびコード番号含む))
223	H14.3.29	県公報告示(添付)の道路の供用開始に関する平面図 < 神上野線(甲賀町油日地先)、国道367号線(大津市葛川地先)、国道365号線(余呉町中河内地先)、中河内木之本線(余呉町菅並地先)、中河内木之本線(余呉町菅並地先)、国道365号線(余呉町中河内地先)>	県公報告示の道路の供用開始に関する平面図 (添付のとおり)	土木交通部	道路課	公開	H14.3.29	

資料2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成13年度）

答申第17号

答 申 第 1 7 号
平成14年(2002年)2月13日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県情報公開審査会
会 長 布 施 賢 治

滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年12月11日付け滋大第570号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申
します。

記

「平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙、本選挙における
投票録、開票録、有権者名簿」の非公開決定処分に対する不服申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙、本選挙における投票録、開票録および有権者名簿(以下「本件対象公文書」という。)を非公開としたが、次に掲げる部分の非公開は妥当であるが、それ以外の部分については公開することが妥当である。

- 1 投票録に記録されている情報のうち、選挙立会人署名および印影
- 2 開票録に記録されている情報のうち、選挙立会人署名および印影

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成12年10月10日、異議申立人は、滋賀県公文書の公開等に関する条例(昭和62年滋賀県条例第37号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

同年11月13日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、県立大学事務局が保管している本件対象公文書を特定し、条例第6条第1号(個人が識別される情報)および同条第5号(意思形成に支障が生ずる情報)に該当するとして、非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年11月27日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 「学問の自由」と「大学の自治」について

県立大学に関しては、「学問の自由」およびそれに由来する「大学の自治」により、大学の自主的決定があるわけであるが、それ故、「学問の自由」や「大学の自治」によって県立大学はどんなことをしているのかということ、他の県の組織以上に、より県民に情報公開していくべきである。

実施機関の非公開理由説明書に、「教員人事は、重要な大学自治の柱であり、その選考にあたり外部の影響排除は当然であり」とあるが、県民に対して情報を公開することは、排除されるべき外部の影響といったものではなく、県の一部でありながら自

主的決定をしている組織としての義務である。また、情報を公開するということは、県民の県立大学に対する信頼を高めることに繋がるもので、県立大学の「学問の自由」と「大学の自治」をむしろ支えるものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 投票録について

選考に対する棄権は、候補者に対する批判票に繋がるというのは論理の飛躍であり、投票に棄権者があつたとしてもその意味をどのように解するかは個人の問題であり、自由な意思によって判断された結果であつて無用の憶測である。

イ 開票録について

予備選挙においては、選挙前に設けられた「学長候補者推薦書管理委員会」がまとめた30人の被推薦者リストが選挙の公示と並んで掲示されており、また、本選挙においても5人の候補者が公示されており、これらは誰でも見ることのできる状態になっていたものである。学長候補者氏名というのは事実上すでに公になっている情報である。

また、順位や得票数についても、候補者個人のプライバシーと言われるような情報ではなく、学長に誰を選任するかという結果が表れたものにすぎず名誉を損なうということにはならない。

ウ 有権者名簿について

県立大学の職員は公務員であり、しかもすでに公にされている。この有権者名簿では、休職と停職のどちらかもわからないし、理由も期間もわからずあくまで外形的記載に過ぎず、公開されて然るべきものである。

(3) 条例第6条第5号の該当性について

ア 投票録について

平成12年9月に実施された学長選挙は、すでに全ての過程が終了し、平成13年4月からの学長予定者が決定しており、公開することが当該選挙に著しい支障を及ぼすことはあり得ない。

また、実施機関は、公開することにより得票活動に繋がりがねないと主張しているが、選挙に際し得票活動を行うことがどのような支障になるのか理解できない。

イ 開票録について

平成12年9月に実施された学長選挙は、すでに全ての過程が終了し、平成13年4月からの学長予定者が決定しており、公開することが当該選挙に著しい支障を及ぼすことはあり得ない。

また、実施機関は、情報公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退や有形無形の圧力がかかりかねないと主張しているが、これらは、選挙期間中だけ非公開にしておけば、その選挙に影響を及ぼしようがないものであり、すでに選挙が終了している以上第5号には該当しない。

(4) 条例第6条第6号の該当性について

「今後も反復して」ということであるが、選挙の期間中だけ非公開にしておけば、その時の選挙に影響を及ぼしようがないということは今後も変わらない。

また、無記名投票で、すでに終了して学長予定者も決まっている選挙の開票録を公開

しても、学長選考の実施目的を失うことはないし、公正で円滑であることに何ら変わりはない。

なお、実施機関は、本件処分において本号の該当性について触れてはいなかった。

(5) 条例第7条部分公開の解釈適用について

条例第7条では部分公開について、「・・・当該公文書の公開をしないものとする部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」と定めている。仮に、本件対象公文書の一部に非公開条項に該当する部分があったとしても、全部を非公開にするのではなく個別具体的な検討の末、区分して公開できるものは公開するという部分公開の規定を理解していない決定である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

(1) 公開決定に当たっての基本的な考え方

ア 大学自治と学長選考について

学校教育法第52条に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められており、大学は教育機関であるとともに学術の中心としての研究機関としての性格を有している。このため、憲法第23条に保障される「学問の自由」に由来して、「大学の自治」が定着し、尊重されるべきものとされている。

この大学自治の主な点は、学長、教員等の大学の研究教育に携わるものの人事は、大学の自主的決定に委ねられていること、大学の研究教育は大学が自主的に決定した方針に従って行われるべきことの二点である。

特に、人事については、教育公務員特例法第4条で、「学長の採用は選考によるものとする。」と規定され、同条第2項で「学長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。」と規定されており、大学の学長、部局長、教員の採用と昇任を一般の公務員のように競争試験でなく、「選考」によるものとし、これを評議会に委ねられている。

イ 学長選挙について

学長選考は、重要な大学自治の柱であり、その選考にあたっては外部の影響排除は当然であり、滋賀県立大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）では、公示、縦覧等について、学長選考の有権者である教員のみを対象としている。

また、選考規程に基づき、選挙という形態で選考を実施したが、これは教育公務員特例法の趣旨のとおり、学長候補者の「人事選考」であり、将来も派生することが確実な事項である。

なお、学長選挙過程で氏名の上がった者は、学長候補者でなく、あくまで本選挙候補者あるいは当選者であり、かつ本人の事前承諾を得たものでもなく、評議会の決定をもって初めて学長候補者となるものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 学長選挙においては、得票数および棄権者数等は、選考過程における学長候補者と

いう個人の評価が現れたものである。

イ 投票録について

選考に対する棄権は、候補者に対する批判票に繋がり、ひいては個人の評価に繋がるおそれがある。

ウ 開票録について

学長候補者の選考基準は、選考規程第4条で「学長候補者は、滋賀県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから選考する。」と規定されている他は何ら規定しておらず、立候補制なり推薦制度を採用しているものでもない。

したがって、氏名の上がった者の情報、名誉については、選挙終了後においても当然に保護、尊重されるべきで、得票順位、学長候補者氏名、得票数等の欄に記載された情報は個人に関する情報に該当する。

エ 有権者名簿について

有権者名簿は、学長選挙の有権者の職氏名を記載したものであるが、有権者の資格として選考規程第8条第2項および第10条第2項の規定に「選挙の期日までに退職した者ならびに選挙の日において休職中および停職中の者を除く。」と規定されている。

県立大学の職員については、滋賀県立大学研究者総覧(以下「研究者総覧」という。)に教員の氏名・職等が記載されており、これについては公開しているところである。したがって、有権者名簿を公開すれば、この研究者総覧と対比することにより、個人に関する情報である休職者・停職者の氏名等が明らかとなる。

(3) 条例第6条第5号の該当性について

ア 投票録について

学長選挙においては、有効投票の過半数の得票で当選者となるが、得票数如何では、不在者投票、棄権がそのウェイトを大きく占め、公開することにより得票活動に繋がりがねないおそれがあるなど意思形成上支障が生ずるおそれがある。

イ 開票録について

学長選挙は、今後も反復して実施されるものであり、公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らないなど、学長選考上の意思形成に支障が生ずるおそれがある。

(4) 条例第6条第6号の該当性について

学長選挙は、今後も反復して実施されるものであり、開票録を公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らない。このことは、本学が学長選考の後に実施することとなっている同種の選考、すなわち各学部長、学科長等の選考にまで影響し、これらの事務執行に支障が生ずるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の公文書公開の基本理念は、第1条の「目的」および第3条の「解釈および運用」等に規定されているように、県の保有する情報は公開を原則とし、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、県民等の県政への参画を一層促進し、より身近で開かれた県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。したがって、本県の情報公開制度においても、例外的に非公開とせざるを得ない情報があることは否定できないところである。

このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方にに基づき判断するものである。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、予備選挙に関して、有権者名簿11枚、投票録1枚および開票録3枚が存在し、本選挙に関しては、有権者名簿11枚、投票録3枚（予備選挙上位5人による本選挙、上位2人の末位者順位決定投票および決選投票の各1枚）および開票録3枚（予備選挙上位5人による本選挙、上位2人の末位者順位決定投票および決選投票の各1枚）が存在する。

(3) 本件対象公文書の記載内容について

本件対象公文書には、それぞれ次の情報が記録されている。

ア 有権者名簿 選挙種別、学長選挙管理委員会の印影、学部名、番号、学科等、職名および氏名

イ 投票録 選挙種別、選挙日時、有権者名簿登載の有権者数、不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数、投票数、書損数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影

ウ 開票録 選挙種別、開票日時、投票総数、有効投票、無効投票、得票順位、学長候補者氏名、得票数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影

(4) 大学の自治と学長選考について

大学は、学校教育法第52条に「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められており、また、同法第59条第1項に「重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定められている。このことは、憲法第23条の学問の自由を保障するために、大学の自治を制度的に認めたことを意味すると解される。

また、教育公務員特例法第4条第2項に「学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有するものについて、評議会の議に基づき学長が定める基準により、評議会が行う。」と定められている。

したがって、学長の選考は、大学の自治の制度の下、大学の自主決定に委ねられた人

事選考であると考えられ、その選考にあたっては、外部の影響を極力排除することも認められると考える。

しかしながら、本件対象公文書は、選考規程に基づき、県立大学学長の選考過程において実施された選挙に関する文書であり、審議、協議、検討等により行われる選挙に関する文書とは言い難く、選考過程における文書であることのみをもって、これを公開することにより大学の自治を侵すことになるかと考えるには至らないことから、公開請求に対しては、学問の自由・大学の自治を踏まえながらも、条例の基本理念に従い各公文書に記載されている情報について、条例第6条各号の適用除外事項に該当するか否かを個別、具体的に検討し、公開、非公開について判断しなければならないと考える。

(5) 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、職歴、資格、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの」は公開しないものとし、例外として同号ただし書で「ア 法令または条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、または取得した情報」、「ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、または取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」は公開できると規定している。

そこで、この条例解釈を踏まえ、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

ア 有権者名簿について

有権者名簿は、選考規程に基づき、県立大学の各学部、国際教育センターおよび看護短期大学部ごとに、予備選挙および本選挙のためにそれぞれ作成されている。これらの中には、選挙の日までに退職した者ならびに選挙の日において休職中の者および停職中の者を除いた学長ならびに県立大学および看護短期大学部の専任の教授、助教授、講師および助手（本選挙にあつては、助手を除く。）の職名および氏名が五十音順に記載されており、この職名および氏名は本号本文に該当する情報と判断する。

しかし、本号は、上述のとおりただし書の規定により非公開の適用除外項目を3つ定めており、本号により非公開とするには、これらに該当しないことも検討する必要がある。

上述の本号本文に該当するとした情報が、ただし書アおよびウについて該当しないことは明らかである。ただし書イについては、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは「当該個人が公表されることを了承し、または公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報」または「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」も該当するものとしている。当審査会としてもそうした解釈に異論はなく、こうした観点も踏まえ該当性の有無について検討するに、予備選挙および本選挙のために作成された各学部および国際教育センターの有権者名簿ならびに本選挙のために作成された看護短期大学部の有権者名簿には、すでに公となっている県の職員録および研究者総覧に登載されている各学部等ごとの

県立大学教職員のうち対象となる教職員全ての職名、氏名が記載されており、これらの情報は本号ただし書イに該当すると判断する。

次に、看護短期大学の予備選挙に関する有権者名簿においては、県の職員録および研究者総覧に記載されている看護短期大学の県立大学教職員の全てが記載されているわけではなく、これらに対比することにより当該有権者名簿に記載されていない者（以下「非記載者」という。）が特定されることとなる。このことは、記載されている県立大学教職員に関する情報が、本号ただし書イに該当することには変わりはないが、この有権者名簿を公開すると、選考規程第8条第2項の規定に照らして、非記載者が退職、休職または停職していることが明らかとなり、当該非記載者の通常他人に知られたくない個人に関する情報が結果的に公開されてしまうことになると考えられる。したがって、当該非記載者が識別できない程度にこの有権者名簿の一部を非公開とすることが一般的には適当と考える。

しかしながら、当該非記載者の状況を実施機関から詳細に聴取したところ、当該非記載者は、看護短期大学の四年制大学移行に向けた教員の資質向上と教員確保を図るため制定された「滋賀県立大学看護短期大学看護教員大学院留学要綱」に基づき、国内大学大学院に留学したものであり、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはないと認められ、また、すでに職名、氏名については公となっている情報に該当するため、本号ただし書イに該当すると判断する。

なお、有権者名簿に記載されている選挙種別、学長選挙管理委員会の印影、学部名、番号および学科等については、本号本文に該当しないことは明らかである。

イ 投票録について

予備選挙および3回の本選挙に関して作成された投票録に記載されている情報のうち、選挙立会人欄に記載されている筆跡のわかる署名と印影については、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められるとともに、ただし書アからウのいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、有権者名簿掲載の有権者数、不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数および投票数は、予備選挙および3回の本選挙におけるそれぞれの投票状況を数字で表しているに過ぎず、特定の個人が識別され得る情報には該当しないと判断する。

なお、棄権者数が学長候補者に対する評価に繋がると実施機関は主張するが、選挙において有権者が棄権するということは、これが意図的な棄権であったとしても、その有権者が選挙自体に対する批判の意を表しているのか、特定の候補者に対して批判・評価を行っているのか、意中の候補者がいないことを示しているのか、あるいは単に選挙に参加しなかったのかなど、その真意はわからず、実施機関が主張するように棄権者数が直ちに特定の学長候補者に対する評価に繋がる情報と考えることは適当ではないと考え、本号本文には該当しないと判断する。

また、選挙種別は、予備選挙または3回の本選挙に関するその選挙の種別を明示したものであり、選挙日時は、予備選挙または3回の本選挙に関する日時を明示したもので、いずれも本号に該当しないことは明らかである。

ウ 開票録について

予備選挙および3回の本選挙に関して作成された開票録に記載されている選挙立会人欄の筆跡のわかる署名と印影については、前記イと同様に、本号本文に該当すると認められるとともに、ただし書アからウのいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、投票総数、有効投票および無効投票は、予備選挙および3回の本選挙におけるそれぞれの投票状況を数字で表しているに過ぎず、前記イと同様に、特定の個人が識別され得る情報には該当しないと判断する。

また、選挙種別は、予備選挙または3回の本選挙に関するその選挙の種別を明示したものであり、開票日時は、予備選挙または3回の本選挙に関する日時を明示したもので、いずれも本号に該当しないことは明らかである。

さて、予備選挙における学長候補者氏名についてであるが、異議申立人は、選挙前に「学長候補者推薦書管理委員会」(選考規程に基づかない任意の組織)が設けられ、「学長候補者被推薦者」として30人の氏名、経歴が大学内に掲示されており、また、選考規程により選挙の結果を有権者に公示しなければならず、その公示については誰もが見ることができるようになっていたことから、すべてを非公開とすることはできないと主張している。当審査会が確認したところでは、予備選挙において学長候補者として開票録に記載されている者と異議申立人が主張する「学長候補者被推薦者」30人は完全には一致していないこと、また、事前に当該各者に候補者となったことに対する説明あるいは承諾を得ていないという事情を考慮すると、当該各候補者の氏名は本号本文に該当し、ただし書アからウのいずれにも該当しないと判断することが一般的には適当であると考えられる。

しかしながら、県作成の解釈運用の手引きにおいて、本号の趣旨として「本号は、個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点から、原則として個人に関する情報で個人が識別される情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものである。」とされていること、また、選考規程第4条の選考の基準として「学長候補者は、滋賀県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから選考する。」とされており、このことからすると、当該予備選挙の有権者が、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に識見を有すると判断し、あるいは、今後の大学運営に関する期待等からも評価を行い、学長に相応しいと判断して当該各候補者に投票したことを意味していると考えられ、学長候補者として開票録に氏名を記載されたことをもって、当該候補者に係る社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認めるまでには至らないこと、これらのことを総合的に判断すると、本号を理由として非公開とすることは認め難いと判断する。

さらに、本選挙の候補者となった5人については、滋賀県立大学学長選考規程施行細則第11条により、「予備選挙の開票が終了したときは、本選挙候補者の氏名に所属職等を付して速やかに公示する。」とされているところ、この公示は実施機関も否定していないように、実態として誰もが見ることができた状況になっていたことから、この本選挙候補者5人の氏名については、ただし書イにも該当するものと判断する。

次に、学長選挙により選出され、開票録に記載された学長候補者の得票順位および得票数について検討する。

得票順位および得票数というのは、選挙という手法を用いた場合、一般的には各候

補者に対するその選挙における評価の現れと考えられ、個人の評価に関する情報であると認めることが相当と考える。しかし、本件学長選挙の場合、有権者が、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有するとして、あるいは、今後の大学の運営に関する期待等からも学長に相応しいとして、投票していると言えるところであるが、それは、選挙にあたって各候補者となる者の履歴等が示されているわけではなく、また、各候補者となる者がその所信を表明して選挙に臨んでいるわけではないことから、有権者が各候補者の有する人格、資質あるいはポリシー等のどの面に着目しどう評価して投票したかは定かではなく、本号の趣旨でいう個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点からは、社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがある情報とまでは認め難い。さらに、本件学長選挙は、県立大学の学長という公職者を選考する過程で実施されたものであることを考慮すれば、本号を理由として非公開とすることは認め難い。

(6) 条例第6条第5号の該当性について

条例第6条第5号は「県の機関の内部もしくは機関相互間または県の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより当該または同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」は公開しないものと規定している。

本号については、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは「同種の審議、協議、検討、調査研究等」とは、反復、継続して行われる審議、協議、検討、調査研究等で、将来派生することが確実なものをいうとしている。

実施機関は、本件対象公文書が大学の自治の制度の下、大学の自主決定に委ねられている学長の選考に関するものであり、選考規程に基づき評議会が選挙という形態で選考した学長候補者の人事選考に関するものであることをもって、意思形成過程の情報であると主張している。また、その過程を公開することになると、今後も反復して実施される学長選考において、学長候補者として選出された者の得票活動に繋がったり、途中辞退が生じたり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかるおそれがあり、学長選考という人事選考の意思形成に支障を生じ、ひいては、大学の自治の制度を脅かすおそれが生じると主張している。

そこで、上述の条例解釈および第5の1の(4)大学の自治と学長選考についての判断を踏まえ、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

本件対象公文書は、平成12年9月に実施された県立大学の学長選考過程において実施された学長選挙に伴い実施機関が取得したものである。この学長選考については、平成13年4月に就任する新学長を選考するものであり、選考規程に基づき評議会が、選挙管理委員会を設置し平成12年9月に学長選挙が実施され、その選挙結果をもとに候補者の就任承諾を得て決定し、平成12年10月3日に学長候補者として公示したものである。したがって、異議申立人が本件対象公文書について公開請求を行った平成12年10月10日においては、学長候補者の選考は実質的に完結していたことになり、当該学長選考に関する本件対象公文書を公開したとしても、当該選考過程において支障が生じることはない。

次に、対象公文書に記載されている個々の情報を公開することが、反復して実施される学長選考の過程において、得票活動に繋がったり、途中辞退が生じたり、または候補

者となった者に対する有形無形の圧力がかかるなど、著しい支障が生ずるかを検討することとする。

対象公文書のうち、有権者名簿の各記載情報ならびに投票録または開票録の記載事項のうち選挙種別、選挙日時、投票日時、有権者数、書損数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影については、それらの情報が公開されることが前提となったとしても、学長選考という意味形成に著しい支障が生じないことは明らかである。

実施機関は、投票録の不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数および投票数の投票結果に関する情報が公開されることにより、得票活動に繋がりがねないおそれがあり意思形成上支障が生ずるおそれがあると主張するが、これらの投票に関する情報、特に投票者数および棄権者数が明確になったからといって、その多寡により今後行われる学長選挙等において、得票活動に繋がるかを考えるに、当該学長選挙は無記名投票で実施されていることを考えれば、これらの情報が直ちに具体的な得票活動に繋がるとも考え難く、実施機関の主張する得票活動は、選挙という手法を用いた場合に考えられる通常の選挙活動の域を逸脱するようなことにはならないと考える。

なお、実施機関は、有効投票の過半数をもって当選するという選考規程の内容を熟知していない者が、棄権者数を学長候補者となった者に対する個人の評価の現れと誤解し、ひいては、その多寡により学長選考という意味形成における正当性に誤った理解をするおそれがあるとも主張するが、当審査会が確認したところでは、本件対象文書に記載されている棄権者数は実施機関が危惧する誤解等を招きかねないほどの多数とは言えないことから、実施機関が主張するおそれはないものとする。

実施機関は、開票録の投票総数、有効投票、無効投票、得票順位、学長候補者氏名および得票数の開票結果に関する情報が公開されることが前提となった場合に、候補者となった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らず、学長選考上の意思形成に支障が生ずると主張している。開票結果に関する情報が公開されることが前提となった場合に、今後行われる学長選挙等において候補者となった者が途中辞退したり、有形無形の圧力を受けたりするというおそれがないとは言えないが、しかし、これは選挙という手法を用いる限り生じるものと考えられるとともに、選挙結果の公正性を明らかにすることの重要性を考えると、これらのおそれをもって選挙という手法を用いた学長選考上の意思形成に著しい支障が生じるとして非公開とすることは適当ではないと考える。また、実施機関は、得票数等を公開することになると、次に行われる選挙において票読み等も可能になり有権者への勧誘等が見込まれ、学長候補者の選考という人事選考の意思形成過程に支障が生ずるおそれがあると主張しているが、得票数等の情報の公開・非公開に関わらず、選挙においては票読みや有権者への勧誘等が行われると考えられ、著しい支障が生ずるおそれがあるとまでは言えないと考える。したがって、県立大学の学長という公職者の選考が選挙という方法で実施されていることを考えれば、実施機関が主張しているおそれと、大学の自治を侵さない範囲内において、公職者の選考過程の透明性、公正性を明らかにし、県民に対してその過程を説明するという行政の責務を比較衡量すれば、後者が優先されるべきであるとする。

また、実施機関は、この学長選考に係る選挙は公職選挙法に基づいて実施される選挙のように立候補制、推薦制を採用せず、その選挙結果についても有権者である県立大学の教職員に対しても限定的にしか公表していないものであり、一般の選挙とは異なり、前述のおそれについて極力排除しようとしているものであると主張している。当審査会としては、反復して実施される学長選考に対するこれらのおそれについては上述のとおり判断するとともに、学長選考の過程におけるこれらのおそれについては、その選考が終了するまで関係文書を非公開とすることなどにより、それらの危惧はなくなると考えられるので、その関係文書の公開の時期と公開の方法を適切に判断することにより、排除できるものとする。

したがって、これらの支障が生ずるおそれがない以上、学長選考における大学の自主的決定を阻害することにもならないと考える。

以上のことから、本件処分に関して、本件対象公文書に記載されている情報は、本号に該当しないものと判断する。

(7) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は「県の機関または国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画および実施細目、争訟および交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務に関する情報であって、公開することにより、当該もしくは同種の事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」は公開しないものと規定している。

本号については、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは本号の「事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」とは、公開することにより事務を実施する意味が喪失するもの、経費が著しく増大したり実施時期が大幅に遅れるなど行政が混乱するものなどが考えられ、「著しく困難にする」かどうかは、その危険の有無、程度等を客観的に検討する必要があるとしている。

実施機関は、本件対象公文書を公開することにより、学長選考の過程に係る公文書が公開されることが前提となると、今後も反復して実施される学長選考において、候補者として選出された者が途中辞退したり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかる危惧があり、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らず、事務執行の円滑な実施を困難にするおそれがあると主張しているため、本号の該当性を検討する。

実施機関は、条例第6条第5号の該当性のところで主張したおそれのうち、学長選挙に関しての関係文書が公開されることが前提となった場合に、候補者として選出された者が途中辞退したり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかりかねない危惧があり、結果としての選挙のやり直しを招きかねないというおそれがあり、さらに、選挙のやり直しとなった場合には、学長選考の後順次実施されることになっている各学部長あるいは学科長等の選考過程にまで支障が生じることになり、学内の運営についても支障がでる事態になりかねないとして、本号に該当すると主張している。しかしながら、当審査会は、候補者の途中辞退や候補者への有形無形の圧力に関する危惧については、前記(6)第5号の該当性において判断したとおり、反復して実施される学長

選考における選挙に著しい支障を生じるとまでは言えず、本号をもって非公開とする理由はないものと判断する。

(8) その他

異議申立人は、実施機関が本件処分の決定通知書に記載した非公開理由以外の理由を、本件審議において新たに主張していると指摘しているので、このことについて以下検討する。

行政処分における理由付記の趣旨は、処分者に理由を明記させることにより判断の合理性を担保し、かつ、処分の相手方に対しては不服申立てまたは取消訴訟の提起に関しての便宜を与えるという点にあることは疑いのないところである。その趣旨は、処分の相手方に対し行政手続上の保障を与えるものであって、重要な意義を有するものである。しかしながら、行政手続の保障は、行政運営の効率性、経済性と相反する関係を生ずることもまた事実である。仮に、処分について争いが生じた場合に理由の差し替えや追加が一切認められないとすると、処分者は同一の請求に対し改めて手続をやり直すこととなり、理由の異なる同一処分の繰り返しあるいは紛争の再燃など行政経済、公益性を著しく害する事態が生じかねない。この点に関し、一般的に理由付記を明文で要求している場合には、理由の差し替え、追加を一切許さないとの解釈もできなくはないが、当審査会は、本件処分についての理由の追加が認められるか否かは、条例の趣旨を踏まえて検討すべきと考え、最高裁判所第二小法廷が、平成11年11月19日、公文書一部公開拒否取消訴訟事件（平成8年（行ツ）第236号）の判決で示しているところに従い、次のように判断する。

条例において非公開決定の通知に併せてその理由を通知すべきものとしていることは、非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきであると考え。そして、この目的は非公開の理由を具体的に記載して通知すること自体をもってひとまず達成されることになり、また、条例の規定をみても、理由通知の定めが、上述の趣旨を超えて、一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の不服申立てにおいて主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当であると考え。

したがって、当審査会は、実施機関が本件処分の決定通知書に記載した非公開理由以外の理由を、本件異議申立てにかかる非公開理由説明書および意見陳述において追加したことについては許容されるべきものと判断し、その理由についても審議することとしたものである。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、異議申立人等からの意見聴取を含め、次のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成12 . 12 . 11	・実施機関から諮問を受けた。
12 . 27	・実施機関から非公開理由説明書の提出を受けた。
平成13 . 1 . 13	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
1 . 29 (第86回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受けた。
5 . 10 (第88回審査会)	・諮問案件について、事務局から資料の説明を受け、審査をした。
6 . 28 (第89回審査会)	・実施機関職員から非公開理由を聴取し、その内容を検討した。
7 . 27 (第90回審査会)	・異議申立人等から非公開理由に対する意見を聴取し、その内容を検討した。
8 . 30 (第91回審査会)	・諮問案件の審査をした。
10 . 10 (第92回審査会)	・諮問案件の審査をした。
11 . 28 (第93回審査会)	・諮問案件の審査をした。
平成14 . 1 . 18 (第94回審査会)	・諮問案件の審査をした。
2 . 7 (第95回審査会)	・諮問案件の審査をした。

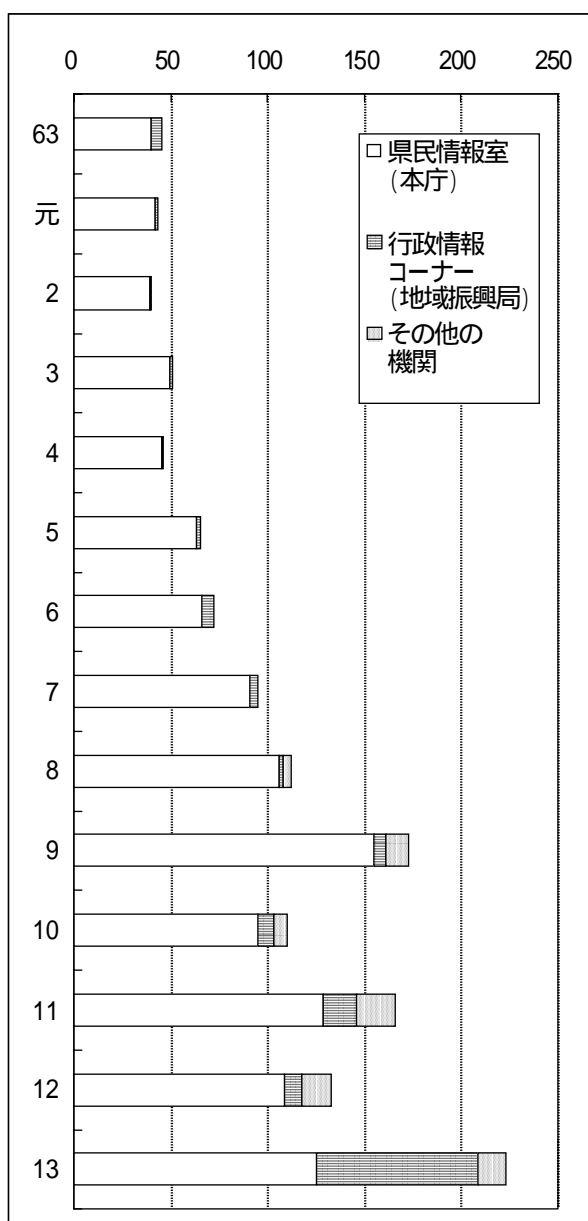
資料3 情報公開制度施行14年間の推移（昭和63年度～平成13年度）

昭和63年度～平成12年度： 滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度： 滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成13年度）

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報 コーナー (地域振興局)	その他の 機関	合計
63	40	5		45
元	42	1		43
2	39	1		40
3	49	2		51
4	45	1		46
5	63	2		65
6	66	6		72
7	91	4		95
8	106	2	4	112
9	155	6	12	173
10	95	8	7	110
11	129	17	20	166
12	109	9	15	133
13	125	84	14	223
計	1,154	148	72	1,374



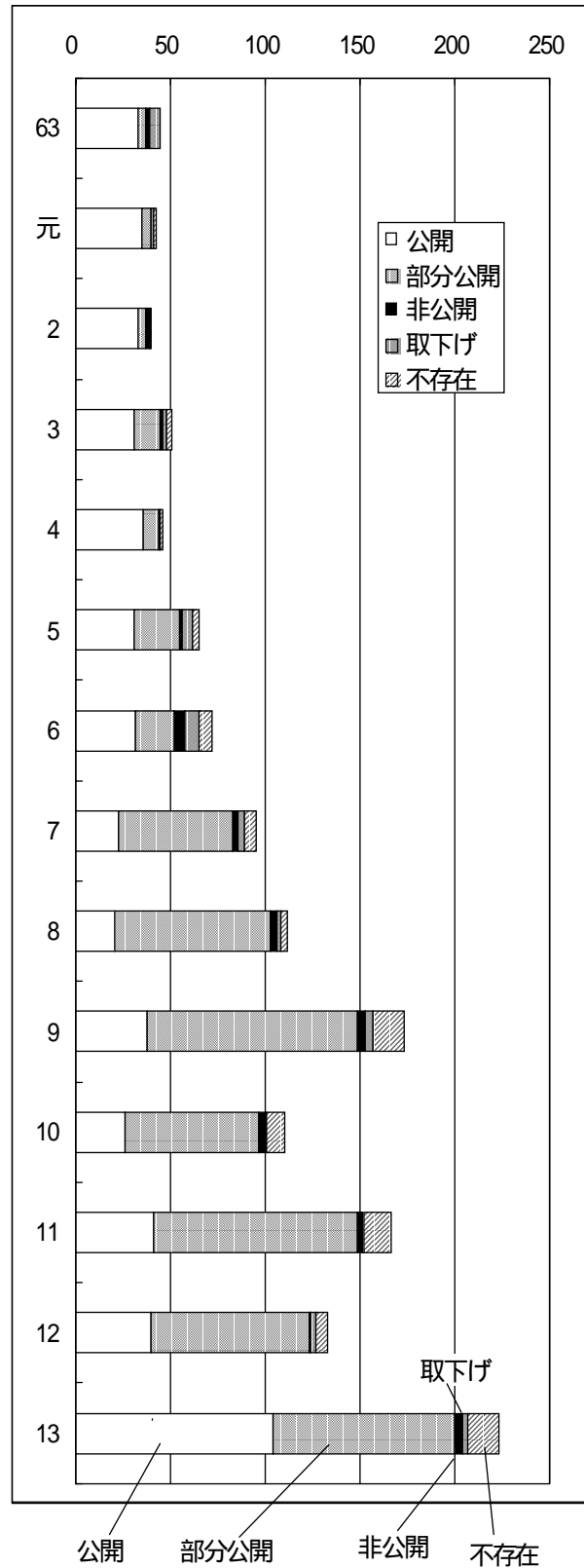
2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成13年度）

実施機関	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
知事	45	42	39	48	46	64	69
直屬							1
総務部	33	31	29	25	27	9	9
企画県民部	1		9	5	8	20	31
琵琶湖環境部				2	1	2	4
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2
商工観光労働部	6	1					
農政水産部	4	3		8	1	12	12
土木交通部		5		5	2	6	10
出納局							
議会							
教育委員会		1		2			3
選挙管理委員会				1			
人事委員会			1				
監査委員						1	
地方労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
公営企業管理者							
合 計	45	43	40	51	46	65	72

実施機関	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合計
知事	80	98	146	90	139	126	209	1,241
直屬	8	2	12	5	2	2	3	35
総務部	17	18	21	10	18	31	10	288
企画県民部	24	19	39	17	19	7	4	203
琵琶湖環境部	4	6	17	25	45	48	72	226
健康福祉部	4	5	9	4	4	9	57	123
商工観光労働部	1	2	1	1	1		3	16
農政水産部	9	18	12	7	11	4	9	110
土木交通部	11	24	22	11	34	22	50	202
出納局	2	4	13	10	5	3	1	38
議会					1	4	4	9
教育委員会	10	10	24	17	16	2	6	91
選挙管理委員会					2	2	7	12
人事委員会				1	2			4
監査委員	5	4	3	1				14
地方労働委員会					1			1
収用委員会				1				1
海区漁業調整委員会			1		2			3
内水面漁場管理委員会								0
公営企業管理者					3		1	4
合 計	95	112	174	110	166	134	227	1,380

3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成13年度）

年度	公開	部分公開	非公開	取下げ	不存在	件数
63	33	4	2	6		45
元	35	5		1	2	43
2	33	4	2	1		40
3	31	14	1	2	3	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	6	3	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	3	6	95
8	21	82	3	2	4	112
9	38	111	4	4	16	173
10	26	71	3	1	9	110
11	41	108	2	1	14	166
12	40	83	1	3	6	133
13	104	96	4	3	16	223
計	524	690	32	41	87	1,374



4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成12年度）

非公開理由	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人情報 （条例第6条第1号）	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%
法人情報 （条例第6条第2号）	2 28.6%	4 30.8%	0.0%	12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%
公共安全情報 （条例第6条第3号）	1 14.3%	3 23.1%	0.0%	9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%
法令秘情報 （条例第6条第4号）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
機関委任事務情報 （条例第6条第5号）	0.0%	0.0%	0.0%	1 2.9%	1 5.3%	0.0%	0.0%
意思形成過程情報 （条例第6条第6号）	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%
行政運営情報 （条例第6条第7号）	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%	0.0%	2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%
国等協力関係情報 （条例第6条第8号）	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	3 15.8%	0.0%	0.0%
合 計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%

非公開理由	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
個人情報 （条例第6条第1号）	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%	59 36.0%	88 46.1%	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 （条例第6条第2号）	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%	43 26.2%	34 17.8%	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 （条例第6条第3号）	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%	39 23.8%	53 27.7%	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 （条例第6条第4号）	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%	0.0%	1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 （条例第6条第5号）	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%	0.0%	-	3 0.2%
意思形成過程情報 （条例第6条第6号）	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%	6 3.7%	1 0.5%	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 （条例第6条第7号）	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%	15 9.1%	14 7.3%	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 （条例第6条第8号）	2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%	2 1.2%	1 0.5%	1 0.6%	17 1.4%
合 計	95 100%	181 100%	278 100%	164 100%	191 100%	159 100%	1,245 100%

5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成13年度）

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問	諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中	決定 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数				前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
昭和63年度	2	-	2			2	-	2	2		2				2		2				
平成元年度																					
平成2年度	1		1			1		1	1	1					1			1			
平成3年度	1		1			1		1	1		1				1		1				
平成4年度																					
平成5年度	2		2			2		2	1 (2)	1 (2)					2			2			
平成6年度	3		3		1	2		2	1	1			1	1	1			1			
平成7年度	3	2	1			2	1	1	2	1	1			2 <1>			2 <1>			1	
平成8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	3 <1>		1	1 <1>	1		1	
平成9年度	4	2	2			3	1	2	1		1		2	1			1			1	
平成10年度	5	3	2			4	2	2	2		2		2	1			1			2	
平成11年度	6	4	2			4	2	2	2	1		1		3	1	2					
平成12年度	3	1	2			3	1	2	2		1		1	2		1			1		
平成13年度	5	1	4		1	4	1	3	1		1		3	1		1					
計	-	-	27	0	-	-	-	24	3	17 (18)	5 (6)	9	1	2	-	20 <2>	1	8	9 <2>	2	-

注1 ()内の件数は、情報公開審査会（平成12年度までは公文書公開審査会）での併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがあるため、処理された事案数を表しています。

2 < >内の件数は、実施機関が情報公開審査会（平成12年度までは公文書公開審査会）に諮問せずに決定した件数で内数です。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成12年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63. 6.27	答申第1号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.20	諮問 S63. 6.30	開催回数 5回 処理日数 231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63. 7. 6	答申第2号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.30	諮問 H元. 2.15	開催回数 5回 処理日数 225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H 2. 7.27	答申第3号 原処分妥当 H 2.12.26	棄却 H 3. 1.21
		非公開 H 2. 7.20	諮問 H 2. 8. 2	開催回数 4回 処理日数 147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H 3. 5. 7	答申第4号 一部取消し H 4. 2.21	一部認容 H 4. 3.19
		非公開 H 3. 3. 6	諮問 H 3. 5.27	開催回数 6回 処理日数 271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H 5. 8.13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.15	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H 5. 8.24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.24	諮問 H 2. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H 6. 6. 10	答申第 6 号 原処分妥当 H 6. 3. 11	棄却 H 6. 12. 20
		非公開 H 6. 4. 25	諮問 H 6. 6. 16	開催回数 4 回 処理日数 173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成 5 年度）	知事	異議申立て H 6. 7. 1	答申第 7 号 原処分妥当 H 7. 5. 10	棄却 H 7. 5. 31
		非公開 H 6. 5. 30	諮問 H 6. 7. 11	開催回数 7 回 処理日数 303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H 7. 5. 29	答申第 8 号 一部取消し H 8. 3. 29	一部認容 H 8. 5. 29
		部分公開 H 7. 5. 15	諮問 H 7. 6. 16	開催回数 9 回 処理日数 287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成 7 年 4 月以降）	教育委員会	異議申立て H 8. 5. 2	答申第 9 号 却下 H 8. 11. 21	却下 H 8. 11. 29
		非公開 H 8. 3. 6	諮問 H 8. 6. 4	開催回数 4 回 処理日数 178日	
11	水稲航空防除実施地図1/10,000（平成 3 年～ 7 年度分）	知事	異議申立て H 8. 6. 24	答申第 1 0 号 原処分妥当 H 9. 3. 31	棄却 H 9. 4. 17
		不存在通知 H 8. 6. 12	諮問 H 8. 8. 22	開催回数 5 回 処理日数 222日	
12	平成 7 年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H 8. 8. 6 取下げ H 8. 10. 18	-	-
		部分公開 H 8. 6. 27	諮問 H 2. 8. 28 取下げ H 8. 10. 30	-	
13	県警総務課の平成 7 年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H 8. 11. 15	答申第 1 1 号 一部取消し H 10. 3. 31	棄却 H 10. 5. 25
		非公開 H 8. 10. 29	諮問 H 8. 12. 3	開催回数 12 回 処理日数 484日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H9.8.11	答申第12号 一部取消し H11.3.30	一部認容 H11.4.16
		部分公開 H9.6.17	諮問 H9.8.27	開催回数 14回 処理日数 580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む)」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10.3.16	答申第13号 一部取消し H11.3.30	一部認容 H11.4.23
		部分公開 H10.1.20	諮問 H10.3.27	開催回数 8回 処理日数 368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、更正決議書(支出更生)	知事	異議申立て H11.1.21	答申第15号 一部取消し H12.8.11	一部認容 H12.10.3
		部分公開 H10.11.20	諮問 H11.1.29	開催回数 11回 処理日数 559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11.1.5	答申第14号 取消し H11.10.15	認容 H11.12.17
		非公開 H10.11.19	諮問 H11.2.1	開催回数 9回 処理日数 257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11.5.31 (当初 H11.4.9) 取下げ H12.1.9	-	-
		非公開 H11.3.5	諮問 H11.7.23 取下げ H12.1.20	-	

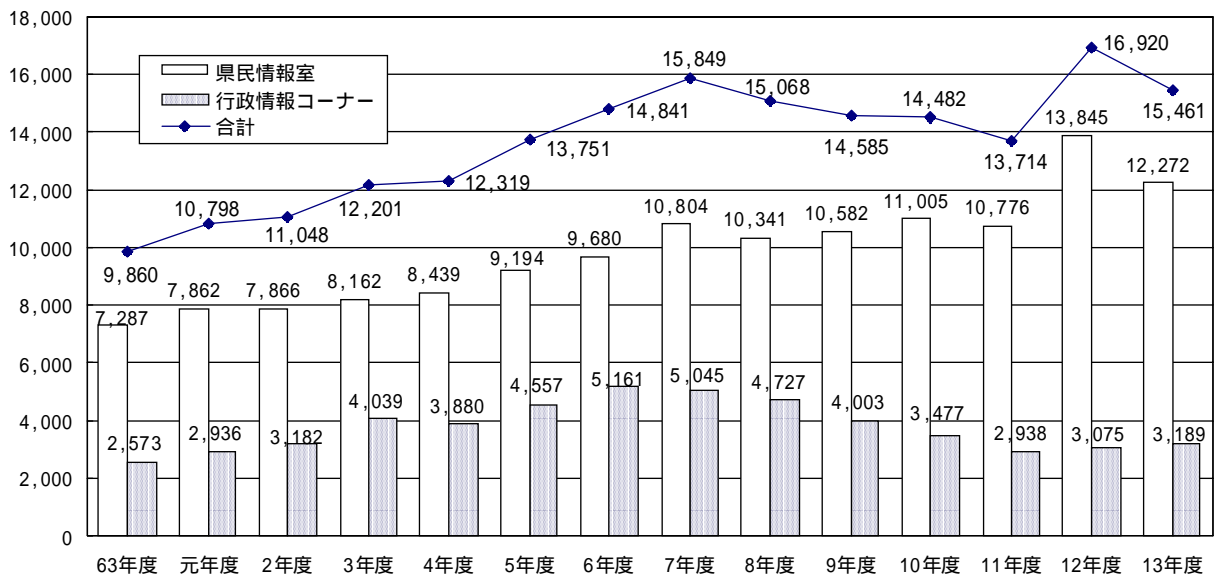
諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11. 6.18 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 5.31	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回~第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13. 3.16	却下 H13. 3.29
		却下 H12. 8.21	諮問 H12.12.27	開催回数 2回 処理日数 78日	

7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成13年度）

利用者数

(人)

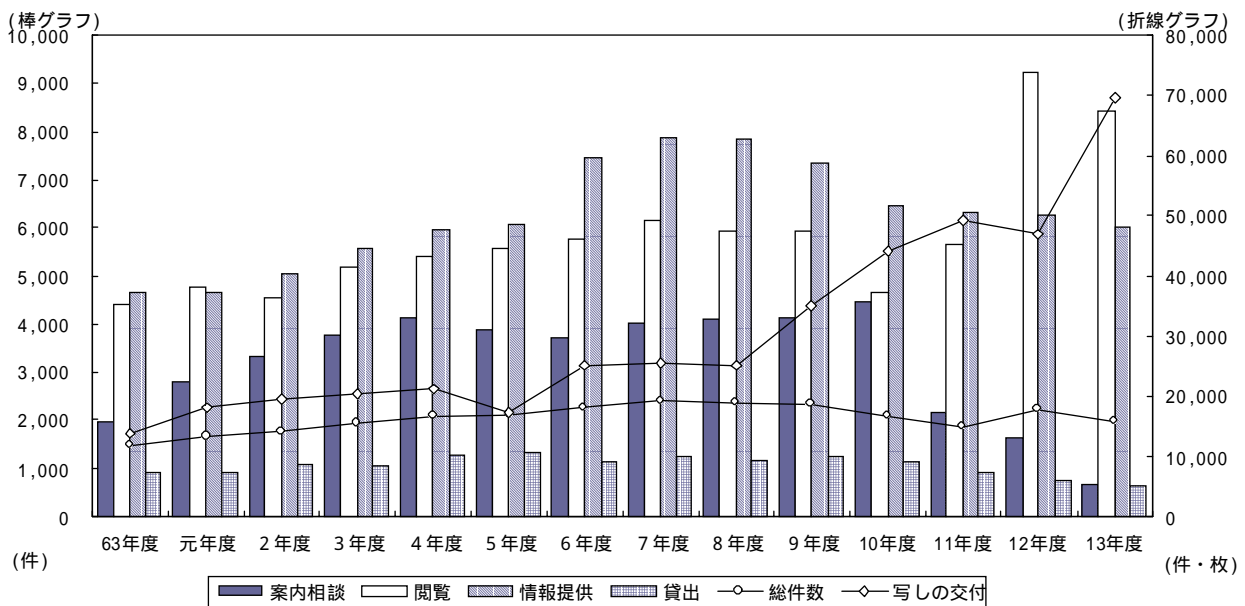
区分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合計
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680	10,804	10,341	10,582	11,005	10,776	13,845	12,272	138,115
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161	5,045	4,727	4,003	3,477	2,938	3,075	3,189	52,782
合計 (日平均)	9,860 (37)	10,798 (41)	11,048 (43)	12,201 (47)	12,319 (49)	13,751 (57)	14,841 (61)	15,849 (65)	15,068 (62)	14,585 (60)	14,482 (59)	13,714 (56)	16,920 (69)	15,461 (62)	190,897



8 情報提供の状況（昭和63年度～平成13年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナーでの情報提供の状況です。

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
昭和63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
平成元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
平成2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
平成3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
平成4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
平成5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
平成6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
平成7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
平成8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
平成9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
平成10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
平成11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
平成12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
平成13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
計	228,886	44,804	81,674	87,606	14,802	430,920



9 県刊行物の有償頒布状況（平成12年度～平成13年度）

刊行物名	作成課	発行年月	価格	頒布冊数	頒布金額
滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引き	広報課	H13.8	¥130	21	¥2,730
滋賀県の情報公開・個人情報保護 平成12年度運用状況報告書	広報課	H14.1	¥150	1	¥150
滋賀県の情報公開・個人情報保護 平成11年度運用状況報告書	総務課	H12.12	¥250	12	¥3,000
滋賀県の情報公開・個人情報保護 平成10年度運用状況報告書	総務課	H11.11	¥270	5	¥1,350
平成13年度 滋賀県私立学校要覧	総務課	H13.9	¥90	8	¥720
平成12年度 滋賀県私立学校要覧	総務課	H12.8	¥130	18	¥2,340
市町村行財政統計年報 平成12年度	市町村振興課	H13.3	¥3,540	3	¥10,620
市町村行財政統計年報 平成11年度	市町村振興課	H12.3	¥6,750	2	¥13,500
平成12年度 市町村財政概況	市町村振興課	H13.12	¥370	6	¥2,220
平成11年度 市町村財政概況	市町村振興課	H12.12	¥980	8	¥7,840
平成10年度 市町村財政概況	市町村振興課	H12.3	¥1,550	4	¥6,200
滋賀県長期構想 新・湖国ストーリー2010	企画課	H9.2	¥3,140	50	¥157,000
滋賀県長期構想 新・湖国ストーリー2010 実施計画(平成9年度～平成13年度)	企画課	H10.3	¥2,620	44	¥115,280
平成13年(2001年)度 滋賀県重要施策大綱	企画課	H13.3	¥290	98	¥28,420
平成12年度 滋賀県重要施策大綱	企画課	H12.4	¥200	107	¥21,400
第8回生態学琵琶湖賞報告書	企画課	H11.3	¥440	2	¥880
滋賀県地域防災計画 資料編	消防防災課	H13.2	¥1,060	12	¥12,720
滋賀県地域防災計画 風水害等対策編	消防防災課	H13.2	¥640	9	¥5,760
滋賀県地域防災計画 震災対策編	消防防災課	H13.2	¥910	9	¥8,190
地域防災計画(資料編)	消防防災課	H12.3	¥880	21	¥18,480
地域防災計画(風水害等対策編)	消防防災課	H12.3	¥730	8	¥5,840
滋賀県地域防災計画(資料編)	消防防災課	H11.12	¥2,530	2	¥5,060
地域防災計画(震災対策編)	消防防災課	H11.12	¥1,490	11	¥16,390
滋賀県地域防災計画(震災対策編)	消防防災課	H11.12	¥1,680	3	¥5,040
滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)	消防防災課	H11.3	¥1,120	2	¥2,240
滋賀県災害誌 第4部 1988年～1999年	消防防災課	H12.3	¥4,790	7	¥33,530
平成10年 消防年報	消防防災課	H11.12	¥1,130	3	¥3,390
統計で見る滋賀2001	統計課	H13.3	¥220	73	¥16,060
統計で見る滋賀2000	情報統計課	H12.3	¥370	26	¥9,620

刊行物名	作成課	発行年月	価格	頒布冊数	頒布金額
滋賀県推計人口年報 平成13年10月1日現在	統計課	H14.3	¥790	1	¥790
滋賀県推計人口年報 平成12年	統計課	H13.3	¥990	45	¥44,550
滋賀県推計人口年報 平成11年	情報統計課	H12.3	¥1,210	44	¥53,240
平成11年(1999) 商業統計調査結果報告書	情報統計課	H12.10	¥370	1	¥370
平成9年 商業統計調査結果報告書	情報統計課	H10.6	¥580	1	¥580
平成11年(1999) 工業統計調査結果報告書	情報統計課	H13.3	¥550	1	¥550
平成10年 工業統計調査結果報告書	情報統計課	H12.3	¥1,290	5	¥6,450
平成9年 工業統計調査結果報告書	情報統計課	H11.3	¥1,240	1	¥1,240
平成12年(2000年) 滋賀県鉱工業生産指数	統計課	H13.9	¥280	1	¥280
平成10年 滋賀県鉱工業生産指数	情報統計課	H11.8	¥290	1	¥290
平成10年 毎月勤労統計調査結果報告書	情報統計課	H11.12	¥310	1	¥310
平成11年度 学校基本調査結果報告書	情報統計課	H11.10	¥380	5	¥1,900
平成10年度(1998年度) 滋賀県民経済計算	統計課	H13.3	¥260	2	¥520
平成9年度 滋賀県民経済計算年報	情報統計課	H12.3	¥530	2	¥1,060
平成11年度 滋賀県統計調査一覧	情報統計課	H11.8	¥980	1	¥980
平成13年度版 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	H13.8	¥290	68	¥19,720
平成13年(2001年)版 環境白書	環境政策課	H13.8	¥1,580	107	¥169,060
平成13年(2001年)版 環境白書 資料編	環境政策課	H13.10	¥360	65	¥23,400
平成12年版 環境白書	環境政策課	H12.8	¥2,040	178	¥363,120
平成12年版 環境白書 資料編	環境政策課	H12.10	¥1,560	69	¥107,640
滋賀県の廃棄物 平成13年度	廃棄物対策課	H14.3	¥250	5	¥1,250
第四次滋賀県産業廃棄物処理基本計画	廃棄物対策課 (環境整備課)	H11.3	¥320	20	¥6,400
滋賀県で大切にすべき野生動物(2000年版)	自然保護課	H12.8	¥3,000	400	¥1,200,000
滋賀県健康福祉総合ビジョン	健康福祉政策課	H12.6	¥560	62	¥34,720
滋賀県健康福祉白書 平成13年度版	健康福祉政策課	H14.3	¥570	1	¥570
健康福祉統計年報 平成10年度	健康福祉政策課	H13.3	¥1,850	1	¥1,850
健康福祉統計年報 平成9年度	健康福祉政策課	H12.3	¥1,210	2	¥2,420
滋賀県保健医療計画(平成10年3月)	健康福祉政策課	H11.3	¥820	19	¥15,580
大津地域保健医療計画(平成11年4月)	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	2	¥2,720
湖南地域保健医療計画(平成11年4月)	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	4	¥5,440

刊行物名	作成課	発行年月	価格	頒布冊数	頒布金額
甲賀地域保健医療計画（平成11年4月）	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	1	¥1,360
東近江地域保健医療計画（平成11年4月）	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	4	¥5,440
湖東地域保健医療計画（平成11年4月）	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	3	¥4,080
湖北地域保健医療計画（平成11年4月）	健康福祉政策課	H11.10	¥1,360	1	¥1,360
みんな安心お出かけマップ	健康福祉政策課	H13.5	¥700	25	¥17,500
滋賀県患者実態調査	健康福祉政策課	H13.3	¥990	6	¥5,940
障害福祉のてびき	障害福祉課	H11.10	¥130	80	¥10,400
滋賀県における身体障害者(児)の実態 - 身体障害者(児)実態調査報告書 -	障害福祉課	H11.7	¥670	6	¥4,020
淡海ゴールドプラン2000	レイカディア推進課	H12.6	¥310	57	¥17,670
淡海ゴールドプラン2000概要版	レイカディア推進課	H12.6	¥150	18	¥2,700
社会福祉施設等要覧 平成13年(2001年)5月1日現在	レイカディア推進課	H13.8	¥110	120	¥13,200
社会福祉施設等要覧 平成12年5月1日現在	レイカディア推進課	H12.9	¥100	172	¥17,200
社会福祉施設等要覧 平成11年	レイカディア推進課	H11.7	¥130	56	¥7,280
福祉医療費の概況 10年度	医療保険課 (保険課)	H11.2	¥1,400	4	¥5,600
滋賀県立衛生環境センター所報第35集	衛生環境センター	H12.12	¥680	2	¥1,360
平成12年度 琵琶湖水質調査報告書	衛生環境センター	H13.9	¥280	6	¥1,680
平成11年度 琵琶湖水質調査報告書	衛生環境センター	H12.8	¥260	13	¥3,380
水質常時測定データ集 平成11年度	衛生環境センター	H13.2	¥290	5	¥1,450
水質常時測定データ集 平成10年度	衛生環境センター	H12.6	¥310	10	¥3,100
琵琶湖のプランクトンデータ集	衛生環境センター	H12.3	¥1,200	3	¥3,600
大気汚染常時監視測定結果報告書（平成12年度）	衛生環境センター	H13.8	¥490	7	¥3,430
大気汚染常時監視測定結果報告書（平成11年度）	衛生環境センター	H12.8	¥480	12	¥5,760
平成11年度 滋賀県薬物乱用防止対策の概要	医務薬務課	H11.8	¥130	1	¥130
滋賀県の商工業 12年版	商工観光政策課	H13.3	¥1,340	38	¥50,920
滋賀県の商工業 11年版	商工観光政策課	H12.3	¥1,350	18	¥24,300
滋賀県観光振興指針 湖国観光交流ビジョン	商工観光政策課	H13.11	¥910	4	¥3,640
平成12年度 滋賀県観光動態調査報告書	商工観光政策課	H13.3	¥500	10	¥5,000
しがの農林水産ビジョン（全体版）	農政課	H13.3	¥1,170	9	¥10,530
しがの農林水産ビジョン（概要版）	農政課	H13.3	¥80	13	¥1,040
しがの農林水産業 統計資料集付き 平成13年(2001年)	農政課	H13.4	¥160	47	¥7,520

刊行物名	作成課	発行年月	価格	頒布冊数	頒布金額
しがの農林水産業 平成12年	農政課	H12.4	¥150	18	¥2,700
平成12事業年度 農業協同組合要覧	農政課	H13.11	¥170	1	¥170
平成11事業年度 農業協同組合要覧	農政課	H12.11	¥590	8	¥4,720
平成10事業年度 農業協同組合要覧	農政課	H11.12	¥490	4	¥1,960
滋賀の水産 平成13年度	水産課	H13.7	¥470	20	¥9,400
淡海の農業農村整備	耕地課	H11.4	¥350	6	¥2,100
滋賀県土木交通要覧 平成13年度	監理課	H13.9	¥950	15	¥14,250
滋賀県土木要覧 平成12年度	監理課	H12.7	¥1,310	30	¥39,300
滋賀県土木要覧 平成11年度	監理課	H11.8	¥1,630	8	¥13,040
滋賀のみち	道路課	H11.3	¥1,800	53	¥95,400
滋賀県管内図(縮尺10万分の1)	道路課	H14.2	¥1,480	4	¥5,920
滋賀県管内図 1/100,000	道路課	H10.4	¥1,200	85	¥102,000
滋賀県管内図 1/150,000	道路課	H10.4	¥1,200	15	¥18,000
滋賀県の都市計画 2000	都市計画課	H12.11	¥1,280	32	¥40,960
滋賀県都市計画総括図(滋賀県全図) 1/100,000	都市計画課	H13.5	¥1,980	37	¥73,260
平成13年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局 総務課	H13.6	¥200	5	¥1,000
平成12年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局 総務課	H12.3	¥180	11	¥1,980
平成11年度 教育行政の重点施策	教育委員会事務局 総務課	H11.3	¥190	1	¥190
平成12年度版 教育の歩み	教育委員会事務局 総務課	H13.9	¥600	2	¥1,200
平成10年度版 教育の歩み	教育委員会事務局 総務課	H11.9	¥730	2	¥1,460
平成12年度 滋賀県の教育統計	教育委員会事務局 総務課	H13.8	¥280	2	¥560
平成10年度 滋賀県の教育統計	教育委員会事務局 総務課	H11.6	¥270	1	¥270
平成13年度 学校便覧	教育委員会事務局 総務課	H13.9	¥190	24	¥4,560
平成12年度 学校便覧	教育委員会事務局 総務課	H12.9	¥190	40	¥7,600
平成11年度 学校便覧	教育委員会事務局 総務課	H11.9	¥200	24	¥4,800
合 計				2,889	¥3,270,360

滋 賀 県 情 報 公 開 条 例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 公文書の公開（第4条 第18条）

第3章 不服申立て（第19条 第29条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第30条 第34条）

第5章 雑則（第35条 第38条）

第6章 罰則（第39条）

付則

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊

重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の請求の方法)

第5条 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国および地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国および他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国または他の地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国または他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第4号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた

場合によっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国および他の地方公共団体ならびに公開請求者以外の者(以下この条、第20条および第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

き。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

- 第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

- 第16条 公開請求に係る公文書（前条第2項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（利用者の責務）

- 第17条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（他の制度等との調整）

- 第18条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあつては、当該法令または他の条例に定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

第3章 不服申立て

（審査会への諮問等）

- 第19条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決

定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(滋賀県情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書または資料の

提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第30条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、県政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供および情報収集の充実)

第31条 実施機関は、県民が県政の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第32条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第33条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開す

るよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第34条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(公文書の目録)

第35条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第36条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第37条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定(公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。)および付則第8項第2号の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 旧条例第13条第1項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第22条第1

項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第22条第3項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

8 次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。

(1) 平成11年10月1日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

(2) 付則第1項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の5中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正）

10 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和62年滋賀県条例第37号）」を「滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第10条第1項中「または磁気テープ等」を削る。

第15条第2項を次のように改める。

2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあっては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第15条第3項を削る。

第16条第2項中「ならびに前条第2項および第3項」を「および前条第2項」に改める。

第17条中「または第3項の」を「の規定により」に改める。

第23条第2項中「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を「滋賀県情報公開条例」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成13年条例第10号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

個人情報保護制度

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきている反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の収集、適正管理、利用および提供段階における規制、個人情報取扱事務の登録および閲覧、自己情報の開示および訂正等県における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 条例の特徴

ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。

イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正を求めることができる開示請求権、訂正請求権を具体的な権利として創設しています。

ウ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

(2) 条例の概要

ア 実施機関

個人情報保護制度を実施する県の機関（実施機関）は、次のとおりとなっています。

- ・知事
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・人事委員会
- ・監査委員
- ・地方労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業管理者

イ 実施機関が保有する個人情報の取扱い

(ア) 収集の制限（第4条）

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により原則として本人から収集しなければなりません。

思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならないことになっています。

(イ) 正確性および安全性の確保（第5条）

個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保ち、必要のなくなった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(ウ) 利用および提供の制限（第6条）

原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために当該実施機関において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(エ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第10条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(3) 自己情報の開示・訂正

ア 自己情報の開示請求（第11条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。（一部の事務を除く）

イ 自己情報の訂正請求（第18条）

開示決定を受けた自己情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができます。

(4) 救済措置

ア 苦情の処理（第21条）

実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

イ 不服申立てがあった場合の手続（第22条）

不服申立てがあった場合は、却下するときを除き、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければなりません。

(5) 事業者の保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務（第24条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な収集、利用、管理等に努めなければなりません。

イ 指導および助言（第25条）

知事は、事業者が個人情報の適正な収集、利用、管理等をおこなうよう、必要な指導および助言を行うこととなっています。

ウ 説明または資料の提出要求（第26条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあるとき、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めすることができます。

エ 是正の勧告（第27条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

オ 事実の公表（第28条）

知事は、事業者が説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

カ 苦情相談の処理（第29条）

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成14年3月末現在の登録件数は1,047件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県民情報室および県内6ヶ所の地域振興局の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

個人情報取扱事務の登録状況（登録件数）

（件）

実施機関		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
知事部局	直属	12	16	7	7	7	10	12
	総務部	66	66	74	76	77	65	65
	企画県民部	25	26	104	106	107	102	96
	琵琶湖環境部	95	99	98	97	103	103	107
	健康福祉部	382	381	374	374	356	344	345
	商工観光労働部	114	114	119	117	111	114	114
	農政水産部	184	188	148	148	148	147	145
	土木交通部	86	86	82	83	83	86	86
	出納局	3	3	4	4	4	4	4
	知事部局小計	967	979	1,010	1,012	996	975	974
教育委員会		80	80	61	59	58	60	59
選挙管理委員会		5	5	5	5	5	5	5
人事委員会		-	-	-	-	-	-	-
監査委員		1	1	1	1	1	1	1
地方労働委員会		3	3	3	3	3	3	3
収用委員会		-	-	-	-	-	-	-
琵琶湖海区 漁業調整委員会		2	2	2	2	2	2	2
内水面漁場 管理委員会		2	2	2	2	2	2	2
公営企業管理者		1	1	1	1	1	1	1
行政委員会等小計		94	94	75	73	72	74	73
合計		1,061	1,073	1,085	1,085	1,068	1,049	1,047

2 個人情報の開示請求・訂正請求（文書によるもの）

平成13年度の自己情報の開示請求の件数は8件で、訂正請求はありませんでした。請求および処理の状況は、次のとおりとなっています。

(1) 総括

(件)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合 計	
開示請求 (文書による)	3	4	4	17	15	7	8	58	
処 理 状 況	開示	3	4	2	16	12	3	4	44
	一部開示				1	3	3	3	10
	不開示			1					1
	不存在			1					1
	取下げ						1	1	2
	処理中								
訂正請求									
処 理 状 況	訂正								
	一部訂正								
	不訂正								
	取下げ								
	処理中								

(2) 開示請求の実施機関別内訳

(件)

実施機関	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合 計	
知 事 部 局	直 属								
	総務部	2	2	1	14	8	2	2	31
	企画県民部							1	1
	琵琶湖環境部								
	健康福祉部		2		1	4	3	2	12
	商工観光労働部								
	農政水産部								
	土木交通部							1	1
	出納局								
知事部局小計	2	4	1	15	12	5	6	45	
教育委員会	1		3	2	3	2	2	13	
選挙管理委員会									
人事委員会									
監査委員									
地方労働委員会									
収用委員会									
琵琶湖海区 漁業調整委員会									
内水面漁場 管理委員会									
公営企業管理者									
合 計	3	4	4	17	15	7	8	58	

3 簡易開示の状況

実施機関があらかじめ定めた試験の結果などの個人情報、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができることになっています。この制度を簡易開示と呼んでいます。

この簡易開示は、保育士試験をはじめとする31の試験を対象としていますが、平成13年度は、581件の請求があり、すべて開示しました。

(件)

実施機関		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合計
知事部局	直属								
	総務部	36	189	357	298	275	233	230	1,618
	企画県民部								
	琵琶湖環境部			3	2	2	4		11
	健康福祉部	183	315	246	245	413	408	335	2,145
	商工観光労働部		9	8	6	3	10	11	47
	農政水産部	2	1	2		6	1	5	17
	土木交通部								
	出納局								
	知事部局小計	221	514	616	551	699	656	581	3,838
教育委員会									
選挙管理委員会									
人事委員会									
監査委員									
地方労働委員会									
収用委員会									
琵琶湖海区 漁業調整委員会									
内水面漁場 管理委員会									
公営企業管理者									
合計		221	514	616	551	699	656	581	3,838

4 不服申立ての状況

開示請求または訂正請求に対する決定に不服のある場合、行政不服審査法に基づき、不服申立てによる救済を受けることができますが、平成13年度における不服申立てはありませんでした。

(件)

区分	不服申立 件数	審議会			実施機関の処理状況					
		諮問	答申済	審査中	取下げ	却下	棄却	全部認容	一部認容	未決定
平成10年度	1	1	1				1			
平成11年度	1	1	1				1			
平成12年度	0									
平成13年度	0									
合計	2	2	2				2			

5 諮問案件の内容および処理状況

これまでの諮問案件の内容および処理状況は以下のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関	原処分 ----- 不服申立て 年月日	個人情報保護審議会		決定内容	
				諮問 ----- 答申	答申内容	年月日	内容
1	「平成10年度県立高等学校入学者選抜に係るの答案用紙」の不開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	10.4.7 ----- 10.6.4	10.6.15 ----- 10.11.30	本件対象個人情報を開示とした決定は、妥当である。	10.12.14	棄却
2	「医療保護入院者の入院届、医療保護入院（第33条第2項）の入院届および医療保護入院者の定期病状報告書」の一部開示決定に対する不服申立て	知事	11.4.15 ----- 11.5.19	11.6.18 ----- 12.3.17	本件対象個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。	12.5.23	棄却

6 苦情処理の状況

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ迅速に処理することとなっていますが、平成13年度における苦情はありませんでした。

7 苦情相談の状況

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっていますが、平成13年度における苦情相談はありませんでした。

8 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関から諮問された事項の審議ならびに個人情報保護制度の運営および改善に関する事項について建議を行うこととなっています。

審議会の委員は7名で、任期は2年となっています。

個人情報保護審議会の運営状況

	開催年月日	審 議 事 項
第17回審議会	平成13年6月11日	1 会長の選出について 2 会長職務代理者の指名について 3 個人情報保護条例の運用状況について

資

料

滋賀県個人情報保護条例

平成 7 年 3 月 17 日
 滋賀県条例第 8 号
 〔改正〕平成 7 年 10 月 18 日 条例第 41 号
 平成 12 年 3 月 29 日 条例第 30 号
 平成 12 年 10 月 11 日 条例第 113 号
 平成 12 年 12 月 26 日 条例第 129 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 実施機関の保有する個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の取扱いの制限（第 4 条 第 9 条）
 - 第 2 節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第 10 条）
 - 第 3 節 自己情報の開示および訂正等（第 11 条 第 22 条）
 - 第 4 節 他の制度等との調整（第 23 条）
- 第 3 章 事業者の保有する個人情報の保護（第 24 条 第 29 条）
- 第 4 章 滋賀県個人情報保護審議会（第 30 条）
- 第 5 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示および訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。
- (3) 公文書 滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。
- (4) 事業者 法人（国および地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）および事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとする。

第 2 章 実施機関の保有する個人情報の保護

第 1 節 個人情報の取扱いの制限

（収集の制限）

第 4 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、その

目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令または条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合および個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に基づいて収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 他の実施機関から第6条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。
（正確性および安全性の確保）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要なくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。
（利用および提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に基づいて利用し、または提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために利用し、または提供する場合で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (5) 同一実施機関内で利用する場合または国の機関、他の地方公共団体の機関もしくは当該実施機関以外の県の機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的もしくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、または安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

（電子計算機等の結合による提供の制限）

第7条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

（委託に伴う措置等）

第8条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者または従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(職員の義務)

第9条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧

(個人情報取扱事務の登録および閲覧)

第10条 実施機関は、個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で公文書に記録されたものに限る。第20条までにおいて同じ。)を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

3 前2項の規定は、実施機関の職員または職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱う個人情報取扱事務および実施機関が行う職員の採用に関する事項を取り扱う個人情報取扱事務については、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第3節 自己情報の開示および訂正等

(自己情報の開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、前条第3項に規定する事務に係るものについては、この限りでない。

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名および住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

(開示をしない個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部または一部が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報(開示をしない部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるものであるときは、当該開示をしない部分に限る。)の開示をしないものとする。

- (1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報が含まれている場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を害するおそれのあるもの
- (2) 法人等に関して記録された情報または個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるもの
- (3) 個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (4) 開示をすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに開示をすることができないもの
- (6) 県の機関内部もしくは機関相互間または県の機関と国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、開示をすることにより、当該または同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (7) 県の機関または国等の機関が行う検査、取締り、争訟、交渉等に関する事務の情報であって、開示をすることにより、当該もしくは同種の事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の適正な実施を著しく困難にするおそれのあるもの
- (8) 国等の機関または当該実施機関以外の県の機関からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、または取得した情報であって、開示をすることにより、これらのものとの協力関係または信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(開示請求に対する決定および通知)

第14条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をしようかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間および理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部または一部について開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(開示の実施方法)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあっては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（開示請求および開示の特例）

第16条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第12条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 前項に規定する口頭による開示請求があった場合における当該個人情報の開示については、第14条第1項および前条第2項の規定にかかわらず、実施機関の定める方法によるものとする。

（費用の負担）

第17条 第15条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（自己情報の訂正請求）

第18条 第14条第1項の決定により開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の方法）

第19条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定および通知）

第20条 実施機関は、訂正請求書を受理したときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間および理由を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、当該個人情報を訂正の上、その内容を同項の書面に記載しなければならない。

5 第3項の場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部または一部について訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。

（苦情の処理）

第21条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなけれ

ばならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第22条 実施機関は、第14条第1項または第20条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを却下するときを除き、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

第4節 他の制度等との調整

(他の制度等との調整)

第23条 この条例の規定は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報および同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報ならびに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報ならびに滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報については、適用しない。

2 第11条から第20条までの規定は、他の法令等(滋賀県情報公開条例を除く。)の規定により、実施機関の保有する個人情報の開示または訂正の手続が定められている場合においては、適用しない。

3 この章の規定は、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他これらに類する県の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

(事業者の責務)

第24条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な収集、利用、管理等に努めなければならない。

(指導および助言)

第25条 知事は、事業者が個人情報の適正な収集、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うものとする。

2 知事は、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表するものとする。

(説明または資料の提出の要求)

第26条 知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第27条 知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第28条 知事は、事業者が第26条の説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見陳述の機会を与えとともに、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(苦情相談の処理)

第29条 知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第4章 滋賀県個人情報保護審議会

(滋賀県個人情報保護審議会)

第30条 実施機関の諮問に応じて審議を行うため、滋賀県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会は、第1項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第25条第2項、第30条および付則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第10条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県公文書の公開等に関する条例の一部改正)

4 滋賀県公文書の公開等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県統計調査条例の一部改正)

5 滋賀県統計調査条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成7年条例第41号)

この条例は、滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成8年1月1日)

付 則(平成12年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第113号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

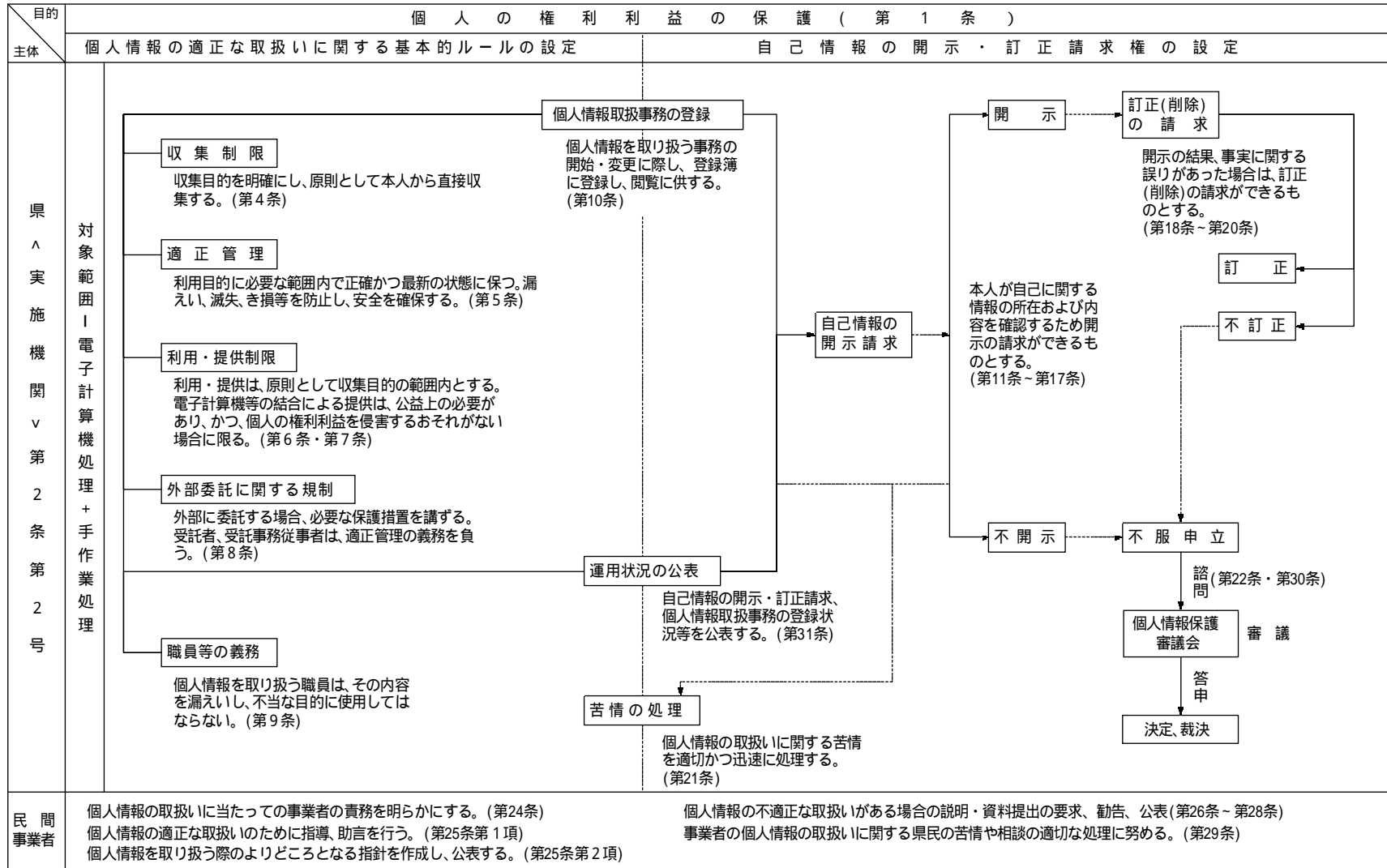
（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成12年条例第129号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

滋賀県個人情報保護条例の体系図(概要)



事業者における個人情報の取扱いに関する指針

1 趣 旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずる際のよりどころとなるように作成したものである。

2 対象とする個人情報

(1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。

(2) この指針は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の収集

(1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内において、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。

(2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。

(3) 個人情報を収集するときは、原則として本人が収集目的を確認できるようにするものとする。

(4) 個人情報の本人以外のものからの収集は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

4 個人情報の利用または提供

(1) 個人情報の利用または提供は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(2) 収集目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または提供しようとするときは、本人の同意がある場合または本人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

5 個人情報の適正管理

(1) 個人情報は、収集目的に必要な範囲内で、正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。

(2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失およびき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去するものとする。

(4) 個人情報の取扱いを伴う事業を委託するときは、受託者に対して、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

6 自己情報の開示等

(1) 本人から自己情報について開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(2) 本人から自己情報について訂正を求められたときは、訂正内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。

(3) 個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

7 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針を遵守する責任を負うものとする。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示 請求を行うこと ができる期間	口頭により開示請求を 行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
行政書士試験	科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	総務部総務課
狩猟免許試験	知識試験および技能試験の得点	合格発表の日 から1箇月間	琵琶湖環境部自然保護課
保育士試験	科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	広報課県民情報室 (公文書センター)
歯科技工士試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部医務業務課
准看護師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	広報課県民情報室 (公文書センター)
毒物劇物取扱者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	広報課県民情報室 (公文書センター)
薬種商販売業承継者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部医務業務課
薬種商認定試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部医務業務課
調理師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	広報課県民情報室 (公文書センター)
ふく調理師試験	学科試験の科目別得点および 実技試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
製菓衛生師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
クリーニング師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
総合保健専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	総合保健専門学校
総合保健専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	総合保健専門学校
看護専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	看護専門学校
看護専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	看護専門学校
砂利採取業務主任者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	商工観光労働部新産業 振興課
採石業務管理者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日 から1箇月間	商工観光労働部新産業 振興課
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	商工観光労働部労政能 力開発課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	商工観光労働部労政能 力開発課
改良普及員資格試験	筆記試験の科目別得点および 総合得点	合格発表の日 から1箇月間	農政水産部農産流通課
農業大学校入学試験	小論文を除く筆記試験の科目 別得点	合格発表の日 から1箇月間	農業総合センター農業 大学校
滋賀県立大学推薦入学試験	試験結果に係る順位	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立大学
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	試験結果に係る総合得点およ び順位	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立大学
滋賀県立大学看護短期大学部看護学科推薦入学試験	試験に係る順位	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立大学看護短期 大学部
滋賀県立大学看護短期大学部看護学科一般選抜試験	試験に係る順位	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立大学看護短期 大学部
介護支援専門員実務研修受講試験	総合正解数および各分野別正 解数	合格発表の日 から1箇月間	広報課県民情報室 (公文書センター)
農薬管理指導士認定事業に係る 認定試験	得点	合格発表の日 から1箇月間	農政水産部農産流通課
看護専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日 から1箇月間	看護専門学校
二級建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製 図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日 から1箇月間	土木交通部建築課
木造建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製 図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日 から1箇月間	土木交通部建築課

文書による自己情報の開示請求一覧（平成13年度）

整理 番号	請 求 年月日	請求の内容	決定内容	主務課	不開示 理由等
1	13. 4. 2	請求人の消費生活相談に係る経過を記録した文書一式（平成12年度消費生活相談カード）	一部開示	消費生活センター	1号 2号 7号
2	13. 4. 4	・平成13年度滋賀県公立高等学校入学者選抜にかかる学力検査の得点およびその教科別得点 ・平成13年度滋賀県公立高等学校入学志願者個人調査報告書	一部開示	県立高等学校	3号
3	13. 4. 6	大津市 町の家屋に係る不動産調査決定決議書（計算書の部分）	開示	大津県税事務所	
4	13. 5. 25	大津市 町の家屋に係る不動産調査（変更）決定決議書（計算書の部分）	開示	大津県税事務所	
5	13.12.10	精神保健総合センターにおける請求人の診療録	取り下げ	精神保健総合センター	
6	14. 2. 21	成人病センターにおける請求人の診療録	開示	成人病センター	
7	14. 3. 15	・平成14年度滋賀県公立高等学校入学者選抜にかかる学力検査の得点およびその教科別得点 ・平成14年度滋賀県公立高等学校入学志願者個人調査報告書	一部開示	県立高等学校	3号
8	14. 3. 15	建築基準法第51条にかかる建築許可申請書のうち本人署名の同意書	開示	住宅課	

口頭による開示請求(簡易開示)の開示件数一覧(平成13年度)

試験等の名称	試験等の実施課室所	件数
行政書士試験	総務部総務課	0件
狩猟免許試験	琵琶湖環境部自然保護課	0件
保育士試験	健康福祉部児童家庭課	88件
歯科技工士試験	健康福祉部医務薬務課	6件
准看護婦(師)試験	健康福祉部医務薬務課	86件
毒物劇物取扱者試験	健康福祉部医務薬務課	8件
薬種商認定試験	健康福祉部医務薬務課	1件
薬種商販売業承継者試験	健康福祉部医務薬務課	0件
調理師試験	健康福祉部健康対策課	38件
ふぐ調理師試験	健康福祉部生活衛生課	10件
製菓衛生師試験	健康福祉部生活衛生課	4件
クリーニング師試験	健康福祉部生活衛生課	2件
総合保健専門学校一般入学試験	総合保健専門学校	31件
総合保健専門学校推薦入学試験	総合保健専門学校	4件
看護専門学校一般入学試験	看護専門学校	2件
看護専門学校推薦入学試験	看護専門学校	1件
砂利採取業務主任者試験	商工観光労働部新産業振興課	0件
採石業務管理者試験	商工観光労働部新産業振興課	1件
職業訓練指導員試験	商工観光労働部労政能力開発課	0件
技能検定試験	商工観光労働部労政能力開発課	10件
改良普及員資格試験	農政水産部農産流通課	2件
農業大学校入学試験	農業総合センター農業大学校	0件
滋賀県立大学推薦入学試験	滋賀県立大学	36件
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	滋賀県立大学	180件
滋賀県立大学看護短期大学部看護学科推薦入学試験	滋賀県立大学看護短期大学部	0件
滋賀県立大学看護短期大学部看護学科一般選抜試験	滋賀県立大学看護短期大学部	14件
介護支援専門員実務研修受講試験	健康福祉部レイカディア推進課	54件
農薬管理指導士認定事業に係る認定試験	農政水産部農産流通課	3件
看護専門学校社会人入学試験	看護専門学校	0件
二級建築士試験	土木交通部建築課	0件
木造建築士試験	土木交通部建築課	0件
合 計		581件

滋賀県の情報公開・個人情報保護
平成 13 年度運用状況報告書

発行 平成 15 年 3 月
滋 賀 県
〒 520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1

(情報公開)

広報課県民情報室

TEL 077-528-3121・3122

FAX 077-528-4813

E-mail kenmin-j@pref.shiga.jp

(個人情報保護)

総務部総務課

TEL 077-528-3114

FAX 077-528-4811

E-mail ba00@pref.shiga.jp